

「新しい福祉」を提案します。

公明党は、生活保障となる年金・医療・介護の充実に加え、
安定した雇用の保障、
うつなどの心の病を克服し
社会復帰できるための体制作りなど、
安心の国民生活を実現するために、
「新しい福祉」として
「WING21」(Welfare In the Next Generation)を提案。
次世代のライフスタイルを視野に、
21世紀型の福祉社会の構築をめざします。



manifesto 2010
参院選重点政策

公明党



「新たなリスク」の出現

日本は今、高齢化、女性の社会進出、世界を取り巻く不況などのめまぐるしい変化のなかにあります。国民の生活と価値観は多様化し、男女の役割や家族のあり方など、次世代のライフスタイルの模索も始まっています。

一方、こうした変化に適応できず、途方に暮れる場面に遭遇することも少なくありません。グローバル化と不況の狭間で生み出される不安定な雇用と格差。うつ病、DV（配偶者からの暴力）、児童虐待、不登校など、病んだ心が人生を脅かす深刻な事態。また、増加する独居老人の孤独死など、これまでの社会制度では想定しえなかった課題が増加しています。

このような、生きること自体を脅かす「新たなリスク」への対策がいま、求められています。

「新しい福祉」の提案

そこで公明党は、安心の国民生活を実現するために、年金・医療・介護の充実に加え、これらの「新しいリスク」にも対応できる、従来の枠組みを超えた「新しい福祉」を提案します。

うつ病対策から独居老人対策まで、新しい社会問題に対応するヒューマンケア。職業訓練による再就職支援など、安定した雇用を保障する新システム。所得格差を是正する生活保障の拡充など、次の世代を担う若者の将来も視野に入れた“福祉政策の刷新”を推進します。

「新しい福祉」は、めまぐるしい時代の変化に適応する次世代のライフスタイルを見据えた21世紀型の福祉（Welfare In the Next Generation）です。私たち公明党は、これを“WING21 プラン”として、提案します。

Welfare In the Next Generation

公明党は

「新しい福祉」を 提案します

contents

WINGプラン I

新しい生活保障

WINGプラン II

新しい雇用保障

WINGプラン III

新しいヒューマンケア



景気対策・成長戦略

— 実質2%程度、名目3~4%程度の経済成長を達成



クリーンな政治の実現

— 政治とカネ、国会改革



国民のための行政の実現

— 天下りの根絶、税金のムダ削減、地域主権の推進



教育安心社会の実現

魅力ある農林水産業の再生
世界ナンバーワン環境国家・日本の実現
行動する国際平和主義

当面する重要政治課題について

社会保障にかかる財源の確保と税制改革

1 「新しい福祉」を提案—WING21

公明党は、年金・医療・介護の充実に加え、雇用を軸に暮らしを安定させます。

うつ病対策から独居老人対策まで、新しい社会問題にも対応できるヒューマンケアなど、

従来の枠組みを超えた「新しい福祉」を提案します。

この新しい福祉には、地域の力、ボランティアなどが担う協働の仕組みも生かしていきます。

WINGプラン I

新しい生活保障

年金

●低所得者への加算年金の創設

低所得者（単身世帯で年収160万円未満、それ以外は200万円未満）の基礎年金を25%上乗せする加算年金制度を創設し、最低保障機能を充実します（現在満額で66,000円の国民年金の場合、83,000円程度に引き上げ）。

●年金受給資格期間の短縮

年金受給資格期間を25年から10年に短縮します。

●国民年金の保険料軽減支援制度の検討

所得に応じて保険料が軽減される国民年金の保険料免除制度について、軽減分の保険料を公的に支援する制度を検討します。

●育児期間中の国民年金保険料の免除を検討

被用者年金に限られている育児休業期間中の保険料免除措置について、対象を拡大し国民年金についても片親の保険料を免除する制度を検討します。

医療

●高額療養費制度の見直し

医療費の窓口負担が一定額を超えた場合に払い戻される「高額療養費制度」を見直し、70歳未満の年間所得300万円以下世帯（住民税非課税世帯は除く）の負担上限額を現行の月額約8万円から月額約4万円に引き下げます。

また、70歳未満について医療費が21,000円を超えたものでないと世帯合算できないことや、同じ医療機関でも内科と歯科は別計算で合算できないこと、あるいは二つ以上の医療機関にかかった場合も合算できないことなど、現行制度が抱える問題について早急に見直しを進めます。

●救急医療「15分ルール」の確立

一刻を争う救命救急において、ドクターヘリやドクターカー、救急車などあらゆる交通手段を使って医師が現場に駆けつけ、治療行為を行う「15分ルール」の確立が必要です。24時間すべての患者を受け入れるER型救急病院の全国400カ所の配備をはじめ、50kmを15分で飛び、へき地や離島を含め、全国をカバーする「ドクターヘリ」を50機配備します。大都市部は医師が10分以内に現場到着するドクターカーの普及を図ります。

●がん予防対策を強化

女性特有のがん検診の受診率向上を図るため、無料クーポン券の全額国費による事業継続を図るとともに、男性の発症率が高いがんの検診にもクーポン券を配布します。また、子宮頸がん予防ワクチン接種に対する公費助成を実現します。

●医師不足対策の充実

開業医との連携強化や勤務医の負担軽減を進め、地域拠点病院の医師不足の解消に取り組みます。また、医師が

不足している救急・産科・小児科・麻酔科などの診療報酬の大幅増額や、院内保育所の整備など女性医師の復職支援を強化します。

介護

●新・介護公明ビジョンの実現

公明党の介護総点検を踏まえて取りまとめた政策提言「新・介護公明ビジョン」の実現をめざします。高齢者が安心して老後を暮らせる社会へ12項目の重要課題と早急を実施すべき64の対策を提案。特に、特別養護老人ホームの倍増など介護基盤の整備で入所待機者の解消や、在宅介護の充実策として、家族に休息をとってもらえるレスパイトケアの拡充、24時間訪問サービスを強化する小規模の在宅支援事業の小学校区に1カ所以上の展開を推進します。

子育て支援

●社会全体で子どもを育む環境の整備

待機児童ゼロに向けた保育所の緊急整備を行うとともに、保育ママや延長保育、病児・病後児保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図ります。また、総合的な放課後児童対策の拡充を図るなど、社会全体で子どもを育む環境の整備を推進します。

●ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの公費助成

ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを、予防接種法の定期接種の対象にします。

その他

●障がい者の所得保障の充実

「障害基礎年金」の引き上げ、就労支援の拡大、工賃の引き上げなど、障がい者の所得保障を充実します。

●セーフティネット住宅100万戸供給

民間や公共住宅の空き家をリフォームし、非正規労働者や年金生活者、子育て世帯、新婚世帯などの住宅困窮者に、低家賃で提供する「セーフティネット住宅」を100万戸整備します。

●給付付き税額控除制度の導入

生活支援、子育て教育支援などのため、税額控除と低所得者への給付を組み合わせた「給付付き税額控除制度」を導入します。





WINGプランII

新しい雇用保障

●訓練・生活支援給付金制度の恒久化

雇用保険の対象とならない失業者などに対し、職業訓練の提供と訓練期間中の生活保障として最大月12万円を支給する「訓練・生活支援給付金制度」や、中小企業やNPO法人などでオン・ザ・ジョブトレーニング（職場内訓練）が受けられる「実習型雇用支援事業」を、雇用保険につづく「第2のセーフティネット」として恒久化します。また、対象となる職業訓練のメニューを、医療事務やヘルパー、理美容業など、社会的ニーズや対象者のニーズに合わせて拡大します。

●正規雇用の促進

非正規労働者を正規雇用した企業に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」や「中小企業雇用安定化奨励金」の対象と助成額を拡充し、正規雇用を推進する中小企業への支援を充実します。

●障がい者雇用の促進

「福祉から就労へ」の理念に基づき、福祉や教育から一般雇用への移行を促進するため、障がい者の就業面、生活面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域（約360圏域）に設置します。

●職業教育を学校教育の柱に

——若年者雇用問題への早期対応

深刻化する若年者雇用問題に早期から取り組むため、小学校段階からの職業教育の充実を図ります。また、進路指導は職業を含めた人生の進路の指導という観点に転換するなど、学校教育の目的が知的能力開発に偏っている現状を打破し、実社会に根ざした職業能力開発を学校教育の第2の柱に位置付けます。

●新卒未就職者対策の充実

新卒未就職者の雇用確保を推進するため、企業の採用における「新卒」要件を卒業後3年間まで緩和するなど、新卒未就職者対策の充実を図ります。

●生活保護の自立支援

福祉・雇用関係機関の連携強化による新たな就労支援プログラムの展開や勤労控除の見直しなどにより、生活保護受給者が希望に応じて自立できるシステムを構築します。

WINGプランIII

新しい ヒューマンケア

●うつ病や不安障がいなどに対する総合的な対策の推進

うつ病や不安障がい等への対応力を向上する研修事業を抜本的に拡充するなど、早期発見・治療の体制を整備します。認知行動療法の推進や専門家の育成、地域障害者職業センターの職場復帰支援を行うカウンセラーの大幅増員など、社会復帰プログラムの整備を図り、うつ病や不安障がい等の早期発見から社会復帰までの一貫した支援体制を構築します。

・メンタルヘルス（心の健康）対策の推進

地域や企業で「メンタルヘルス」（心の健康）対策を推進します。企業の「心の健康づくり計画」策定を推進し、相談体制の整備、企業におけるメンタルヘルス推進担当者や事業主に対する研修啓発、地域や企業で行う健康診断での「心の健康」指導の促進などを推進します。

●独居老人などを地域で支える体制の整備

独居老人や障がい者、子育て中のお母さんを地域で支え合うため、買い物支援やコミュニティーバスの運行、宅配サービスなどの充実を図ります。また、ボランティア団体への助成を拡大して地域ボランティアを育成し、行政と民間が連携した地域の支援体制を強化します。

「新しい福祉」を提案—WING21

●元気な高齢者の負担軽減と介護支援ボランティアの普及

元気な高齢者が3年間、介護保険を使わなかった場合に介護保険料や介護保険サービスの利用料を軽減する「ポイントシステム」の導入や、介護ボランティアに参加した元気な高齢者にも同様の負担軽減を行う介護支援ボランティアを普及します。

●児童虐待、DV防止対策の推進

児童虐待によって一時保護が必要なケースで、民法上の親権を制限できる制度を検討します。児童相談所、市区町村に児童福祉司等の専門家の配置を拡充し、子育てなどのアドバイスをする「家庭訪問付き相談支援事業」を創設します。また、DV防止法の第3次改正を行うとともに、デートDVに対する対応や民間シェルターの拡充など総合的なDV対策を推進します。



2 景気対策・成長戦略

—実質2%程度、名目3~4%程度の経済成長を達成

景気対策による政策効果や好調な輸出を背景にして、景気はリーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低い成長にとどまっており、多くの新卒未就職者が生まれるなど雇用情勢も厳しい状況が続いています。

したがって、当面、景気回復に全力で取り組むことが重要であり、内需と外需の双方を追い求めるとともに、必要な公共投資を積極的に行います。また、目標年次を定めてデフレ脱却に取り組みます。

中長期的には、安心の社会保障・福祉の確立により、雇用を拡充し、消費を促して持続的な内需振興を図るとともに、国際競争を勝ち抜ける成長産業を国の戦略として育成します。



—短期的な景気対策—

実質2%程度、名目3~4%程度の経済成長を達成
アジアをはじめとする新興国・中進国の成長を取り込む輸出促進や観光客誘致、真に必要な公共投資、競争力確保のための法人税減税、デフレ克服のための日本版物価目標政策の導入等により、3年を目途に実質2%程度、名目3~4%程度の経済成長を達成します。

なお、本年度後半に景気対策の政策効果が剥落してくることが想定（エコカー補助金は9月末まで、家電エコポイントは今年末まで、緊急保証制度は今年度末まで）されることから、景気状況に応じて、景気対策の継続を含め、補正予算を編成すべきです。

●アジアをはじめとする新興国・中進国の成長の取り込み

- 政府が先頭に立ち、システムとしてのインフラ輸出を促進します（新幹線、上水道システム等）。
- 中小企業や農産品の海外販路拡大を支援します（支援のためのノウハウを持つ人材を行政が確保する）。
- 新興国・中進国向けの製品開発を進めます（現地ニーズを取り込む機能を絞って低価格化する）。
- 観光ビザの拡大や外国人受け入れ態勢の強化により、2020年までに訪日外国人観光客の誘致を年間2,500万人まで拡大します。

●21世紀型の公共投資の推進

- 学校など公共施設の耐震化や太陽光発電装置の設置、老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕、介護施設の拡充など、真に必要な21世紀型の公共投資を着実に進めます。

●法人税率引下げで競争力を強化

- 法人税の税率を引き下げ、わが国企業の投資余力を増やし、競争力を強化するとともに、内外の企業の投資を促進します。

●日本版物価目標政策の導入

- 政府と日銀による定期協議機関を設け、政府の景気・経済対策と日銀の金融政策との緊密な連携をとりながら、3年を目途とした目標年次を定めて、1~2%程度の物価水準を達成します。

●中小企業への支援の強化

- 緊急保証制度の審査要件の緩和、個人保証を求めない融資の拡大など、金融面での中小企業支援を強化します。
- 研究開発・技術開発の支援を拡充するとともに、財務、経理、法務などの経営支援、海外への販路拡大など、総合的に中小企業・小規模企業を支援します。特に、創業・第二創業（経営革新）を促進します（支援人材の育成・確保、相談体制の充実等）。

—中長期的な成長戦略—

福祉による成長と、成長産業の育成

年金、医療、介護などの社会保障、そして子育て支援、教育、雇用、さらには生活の中で直面するさまざまな課題などの不安を解消することが、経済社会の発展の基盤です。公明党は、雇用の安定的確保を基軸とした安心の社会保障・福祉の確立により、内需振興による持続的な経済成長を図ります。

併せて、日本の潜在的な力を引き出す成長戦略を着実に進めて景気回復を確実なものとし、将来にわたっての持続的な経済成長を確保します。

●安心の社会保障・福祉の確立で景気回復・経済成長を達成

- 医療・介護分野を中心に、雇用を拡大します。
- 子育て、教育、雇用などの暮らしの安心や老後の安心を確保し、消費・投資を拡大します（貯蓄から消費・投資へ）。
- 人に対する公的投資を拡充し、学校教育、職業教育、職業訓練等を充実させることにより、イノベーションや新分野、新事業へ挑戦する人材を輩出します。

●重点投資戦略により成長産業を育成

- 環境・エネルギー、農業、医療・介護、教育などの分野で重点投資戦略を策定し、重点的な研究開発・技術開発投資を行うとともに、規制緩和、金融支援、税制支援、補助金などの政策手段を集中して、成長産業として育成します。
- （例）次世代太陽光パネル、スマートグリッド、電気自動車、燃料電池、介護ロボット、ナノテクノロジー、ICT、高度医療など

3 クリーンな政治の実現

—政治とカネ、国会改革

繰り返される政治とカネの問題の根絶へ。

もう「秘書がやった」との言い訳は許しません。公明党は企業団体献金の全面禁止をはじめ、国民目線で厳しく政治とカネの問題に切り込み、「クリーンな政治」「政治家改革」を実現します。また、国会議員の定数や歳費の削減など「国会改革」を断行します。

●企業団体献金の全面禁止

- 政党（政党支部を含む）等への企業団体献金を全面禁止します。

●政治資金規正法の制裁強化

- 監督責任の強化で公民権停止へ！「政界退場」
- 秘書などの会計責任者が政治資金収支報告書の不記載や虚偽記載などの違法行為を行い、議員が秘書などの会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠り罰金刑になれば、公民権を停止し失職させることができるようにします。



●国会議員定数の削減

- 衆議院の選挙制度については、新しい中選挙区制を導入し、定数を削減します。
- 参議院の選挙制度については、より民意を反映した選挙制度を導入し、定数を削減します。

●国会議員の歳費削減、日割り支給

- 国会議員の歳費を削減します。また、国会議員の当選月の歳費を日割り支給にします。

●国会運営に関わるムダの削減

- 国会における官報・公報等の配布の廃止により5億円削減します。
- 国会会期中に支給される委員長手当の廃止により1億円削減します。

4 国民のための行政の実現

— 天下りの根絶、税金のムダ削減、地域主権の推進

公明党は、“国民不在”の官僚機構に徹底してメスを入れ、国民の信頼を得られる行政へ転換します。そのために、官僚特権の象徴とされている天下りの根絶、不正な税金管理の防止、独立行政法人の抜本改革などを実現します。

また、時代に即した「新しい国のカタチ」をめざし、自立した「地方政府」を確立し、住民本位の真の地方分権改革を推進します。

— 国民目線で行政を抜本改革 —

● 天下りの根絶

官僚の“特権”となっている天下り根絶に向けて公明党は、どの党よりも厳しい規制を設けることで、真に国民の信頼を得られる行政への転換をめざします。

- 省庁や内閣の再就職支援機関による国家公務員に対する再就職（天下り）あっせんを全面禁止します。
- 天下りの温床となっている“早期退職勧奨”を法律で禁止します。
- 国家公務員が離職前5年間に在籍していた機関と密接に関連する営利企業、独立行政法人、公益法人への再就職を離職後5年間禁止します。
- 他の職員の天下りをあっせんした国家公務員に対し罰則を科します。
- 天下りを監視する内部統制を図るため、天下り等に関する内部告発を行いやすくします。

● 情実人事阻止の制度化

憲法には「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と明記されています。しかし、現政権のもとでは、“国民のため”ではなく“一部の政治家のため”に働く公務員を生み出すことを目的に、政権政党の都合による「情実人事」が横行する恐れがあります。それでは、真に国民のためになる公務員制度にはなりません。

- 国家公務員の幹部人事の降任や適格性審査にあたり、内閣から中立の第三者機関が関与し、人事の中立・公正性を確保する仕組みをめざします。

● 国家公務員の総人件費改革、ムダ削減

わが国の厳しい財政状況を踏まえ、今求められる改革の一つが国家公務員の総人件費の削減です。国家公務員に対する各種手当の支給や非常勤公務員への手当などを含めると総人件費の具体的な全体像が不透明であり、総人件費改革を進めていくにあたり、総額を明らかにしていくことが必要です。

- 給与・諸手当・退職金・年金及び定員に関する一体的な法制見直しによる総人件費の抑制へ向けた改革を進

めます。非常勤職員を含む国家公務員の人件費にかかわる総額の全面公表と法定外福利厚生費の廃止でムダを削減します。

● ムダづかいを許さない— 税金管理の責任を徹底して追及

• 不正経理防止法の制定

国・地方の公務員や、税金が投入されている独立行政法人、特殊法人、公益法人等も含め、組織的な“裏金づくり”が問題となっています。これを防止し、税金の不正使用をなくすため「不正経理防止法」を制定し“裏金づくり”に罰則を設けるなど、規制を強化します。

• 「ヤミ専従一掃法」(仮称)の制定

国家及び地方公務員の勤務時間内の不当な組合活動など不適切な労使慣行を排除して、国民・住民本位の健全かつ公正な労使関係を構築するため「ヤミ専従一掃法」(仮称)の制定をめざします。

• 機能不全の会計法を抜本改正

現在、国の事業に関する契約は、一部政令で定められているため、契約内容が不透明で、不当・不正な契約が行われ、かつその監督及び検査が十分機能しない状態にあります。

会計法を抜本的に改正し、現在政令で定められている契約書の作成に関する事項、再委託契約、委託契約の監督等について法定化することにより、国による不正な契約をなくします。

● 「独立行政法人抜本改革法」(仮称)の制定

1998年に行政改革の有効な手段として導入された独立行政法人には、現在、3兆円もの税金が投入されていますが、一方で、国家公務員の天下りや税金のムダづかいの温床とも指摘されています。

- 現在104ある法人を、内閣府設置の第三者機関により(イ)廃止(ロ)民営化(ハ)運営の弾力化の手当をした上で国への移管(国家行政組織法の改正)(ニ)特別の法人—の4つに仕分けする「独立行政法人抜本改革法」(仮称)の成立により、こうしたムダ、不正の一掃をめざします。

税金のムダ削減のための構造改革

● 特別会計の改革

特別会計の下では、各省庁と独立行政法人・特殊法人と行政委託型公益法人があたかも本社、子会社、孫会社の如く一体化しています。これにより公金投入、天下り、随意契約を使つての税金のムダづかいが連鎖的になる構造となっています。

- 一般会計・特別会計を通じた予算・決算の全体像を国会に提出することで、国会審議における透明化を図ります。
- また、「新特別会計仕分け計画」を以下の観点で作成し、国民にも分かりやすい特別会計となるようにします。
 - (イ) 廃止・民営化
 - (ロ) 一般会計に統合
 - (ハ) (イ)(ロ)以外の特会について余剰金・積立金の削減(新たに5カ年計画目標をつくる)

— 真の地方分権へ、地域主権型道州制を実現 —

公明党は、概ね10年後の「地域主権型道州制」導入に向け、地方の実態に即した施策を推進し、真の地方分権改革を断行します。

国のカタチを大きく変え、21世紀にふさわしい効率的な政府を確立し、地域の活性化・充実した行政サービス、住民本位の地域づくりを実現します。

● 国の出先機関の廃止・縮小

- 国の出先機関については、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に基づき国と地方の役割分担を明確にしながら、廃止・縮小を大胆に実施します。

● 「義務付け・枠付け」の廃止と権限移譲

- 地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、国が地方公共団体に対し事務の処理又はその方法を義務付ける、いわゆる「義務付け・枠付け」を廃止し、権限移譲を進めます。

● 国と地方の税源比率を1対1に

- 自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の大幅縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の拡充を図ります。

● 「道州制基本法」の制定

- 3年を目途に「道州制基本法」を制定し、概ね10年後から地域主権型道州制をスタートさせます。

● 効率的・効果的な行政づくり

- 地域主権型道州制は、国・道州・基礎自治体の3層構造とし、道州の自治立法権・課税自主権を最大限確立します。そして、地域のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政をつくります。

● 第三者機関の設置

- 地方分権改革推進委員会が終了したことを踏まえ、さらなる地方分権改革推進のため、政府に対し必要な勧告を行い意見を述べるができる第三者機関を設置します。



教育費負担の軽減

- 少子化対策の充実を図るため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化を進めます。
- 子どもの豊かな成長、健康の増進、人格形成にプラスとなる食育推進の観点から、公立小学校給食の無償化を実現します。
- 高校実質無償化法の成立を受け、従来の奨学金に加えて、入学時に必要な経費などについて、給付型奨学金の創設など低所得世帯の生徒を対象とする修

学支援策を行うために要する資金を各都道府県に交付します。

職業教育を学校教育の柱に “若年者雇用問題の早期対応”

- 学校教育法を改正し、「職業教育」を目的条項に位置づけます。
- 企業の人事担当経験者や多様な職業経験者を一定の研修を経た上で職業進路指導担当（キャリア・カウンセラー＝仮称）として認定し、小・中・高の各学校段階に配置します。

- 職業教育の充実を図るために、高校や大学において職業体験学習やインターンシップを単位として認定します。

新卒未就職者対策 “大学卒業後3年間は新卒扱いに”

- 大学卒業後3年間は在学生と同様に大学の就職支援が受けられるよう、関係省庁の連携による積極的な対策を促しつつ、大学の就職支援機能や体制の強化など環境整備を行います。
- 企業側に対して、卒業後3年

間は新卒者扱いとなるように、新卒要件の緩和を求めます。

世界で活躍する人材の育成 “100万人の留学生を海外派遣”

- グローバル化する社会で活躍する優秀な人材を育成するため、「留学支援プログラム」を策定し、今後10年間で100万人の日本人学生を留学生として海外へ派遣します。
- 日本人学生の留学を支援するため、給付型奨学金の導入、奨

教育安心社会の実現

変動の激しいこれからの時代、すべての子どもたちが充実した人生を送ることができるよう、教育の“負担の安心”と“質の安心”に取り組み、「教育安心社会」を実現します。まず“負担の安心”では、「教育は未来への先行投資」として幼児教育の無償化など、教育費の負担軽減に最優先に取り組みます。また、自然体験学習の拡充、職業教育の充実など、教育の“質の安心”を保証します。

学金対象枠の大幅な拡大、外国政府等の奨学金による海外留学の円滑実施など、公的留学制度を抜本的に拡充します。

子どもの豊かな心を育む自然体験学習の拡充

- 子どもの豊かな心を育むために、すべての小学生に1週間以上の農山漁村での自然体験学習を実施するなど、「子ども農山漁村プロジェクト」の大幅な拡充に取り組みます。
- 子どもの自然体験学習を実施する農山漁村の“地域コミュニティー”の再生を図ります。

文化・芸術、スポーツの振興

文化・芸術は、すべての国民がゆとりと心豊かな生活を実現していく上で、必要不可欠なもの

です。そして、わが国のこれからの発展を考えると、文化・芸術の果たす役割は大きなものとして、期待されています。

また、スポーツの振興は、人々の健康増進や活力に満ちた生活の実現、青少年の健全育成、高齢者の生きがいづくり、人々の交流促進など、その果たす役割は、ますます増大しています。公明党は、文化・芸術とスポーツの振興に積極的に取り組みます。

文化・芸術の振興

- 地域の実演芸術（音楽・舞踊・演劇等の舞台芸術）の活性化を図る「劇場法」（仮称）の制定をめざします。
- 質の高い展覧会が全国各地域

で安定的に行われるよう、展示美術品の損害を国が補償することで海外等からの美術品の借入れを円滑にする「美術品国家補償制度」を導入します。

- 「子どものための優れた舞台芸術体験活動」を拡充し、全ての小中学生の舞台芸術の鑑賞機会を義務教育期間中に3回以上に増やすなど、小中学校における文化芸術教育の一層の推進に取り組みます。

スポーツの振興

- 国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「スポーツ基本法」の制定をめざします。
- 生涯スポーツ社会の構築、国際競技力の向上、スポーツ観戦など、スポーツ振興政策を総合

的に進めるため「スポーツ庁」の設置をめざします。

- 障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、必要な環境整備を進めるとともに、障がい者スポーツの一層の振興に取り組みます。

活力あふれる農業の再生へ 食料安全保障の確立

- 国内の食料供給基盤を強化するために、食料安全保障特別予算枠を創設します。
- 国内における食料供給力を確保するために、水田・畑作経営の戦略作物について地域ごとの再生産価格を確保する経営セーフティネットを構築します。
- 具体的には、生産を下支えする直接支払い（主食用米の場合1.5万円/10a）と、農の多面的機能を評価した環境直接支払

い、加えて経営安定対策における生産費の算定基準を地域ごとの再生産価格に見直す三階建ての仕組みにより米価下落にともなう水田作の収入変動対策を充実します。

※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、てんさいなど。

- 中山間地域等直接支払の恒久化等により、条件不利地域での農業を支援します。
- 農地・水・環境保全向上対策を大幅に拡充し、水田等におけ

る環境改善の多様な取り組みを支援します。

- 海外の食料援助等にミニマムアクセス米や国産の備蓄米を活用し、世界の食料安全保障の確保へ貢献します。また、援助向けの備蓄米については、備蓄制度を棚上方式に転換します。

野菜・果樹・花き農家などへのセーフティネットの構築

- 農業経営のリスク対策として、予測し難い収入変動に対処するため、価格下落時の収入を

補てんする野菜・果樹・花き農家への積立型の収入保険制度を創設します。

- 野菜、果樹、花き等の経営について、土壌管理や共同環境整備などを要件とした環境支払いを導入します。

畜産・酪農対策

- 国内の畜産生産基盤の維持・拡大のために、肉用子牛補助金や肥育牛経営安定対策・養豚経営安定対策など、現行の畜種別経営安定対策をより充実・強化

魅力ある農林水産業の再生

世界的な食料需給が逼迫傾向を強める中で、わが国においては食料自給率の低さや農業従事者の高齢化など課題が山積しています。こうした課題に対応するため、安定した食料供給力の確保と、将来も持続可能な農業への改革が求められています。公明党は、食料安全保障の確立に向けて国内の食料供給基盤を強化するとともに、農林水産業が産業として自立するための構造改革を推進します。また、農林水産業を魅力ある仕事としていく環境づくりと農山漁村の生活環境の整備を進めます。

します。

- 国産牛乳の消費拡大対策と乳製品の国産シェア拡大のために、チーズや生クリーム向けなどへの支援対策を充実・強化します。
- 産業動物獣医師の確保・処遇改善や、国内検疫体制における人材育成、検疫所の充実を推進します。
- 家畜伝染病対策の強化を図るために、家畜伝染病予防法を見直します。

地域別農業の支援

- 地域特産品など地域の取り組みを支援するために、地域の自主裁量を尊重した、新たな産地確立交付金制度を創設します。
- 営農規模拡大を支援するため、農地集積につながる農地の賃借に対して交付金を支給します。

担い手育成、女性農業者支援

- 新規就農者等の参入を支援するために、返済免除特例付チャレンジ農業融資制度を創設します。例えば5カ年計画等で黒字を達成した営農者には貸付額の一部を免除する特例を設けます。
- 女性農業従事者が出産、育児を行う一定期間の国民年金の納付を免除する特例措置を検討します。
- 農業法人や家族農家が、新たな担い手を育成するために訓練として受け入れる場合に補助金を支給する実践研修制度を拡充します。
- 海外での農業研修制度を充実し、農業者の多国籍間交流を推進します。

農産物の輸出促進

- 農産物輸出のための海外検疫

基準に対応した検疫体制を整備します。

- コーディネーターの育成により輸出コンサルティングを支援します。
- 商社と農業者のマッチングによる輸出支援を充実します。

秩序ある農地利用の推進

- 優良農地の保護と秩序ある土地利用を推進するために、境界の明確化と共有化を進め、更なる運用体制の充実を図ります。

都市農業の振興

- 都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう、都市農業振興法の制定を検討します。
- 生産緑地における現行の相続税の納税猶予制度は維持します。
- 都市近郊の市民による都市農

園ニーズの高まりに対応するために、市民農園・農業体験農園の整備を推進します。

- 国有・公有農地の活用制度を創設します。(物納農地の活用))

海洋水産資源の持続的利活用に向けて

- 海藻や鉱物などの未利用海洋資源を活用した機能性食品、医薬品、化粧品、エネルギーの開発促進など、総合的な政策を進め、海洋立国をめざします。
- TAC（漁獲可能量）の決定プロセスの改善や対象魚種の拡大などによって、漁業資源の適切な管理と秩序ある利用をめざします。
- 海域の特性に応じた安定的な栽培漁業を推進します。
- 円滑な流通の実現によって魚価の安定を図り、水産エコーベルの取得、地域ブランドの推進、

海外の販路拡大などにより、水産物の価格形成力を強化し、安全で良質な水産物の安定供給をめざします。

●新規就業者のための地域協議会や青年漁業者の中核的漁業者協業体の育成などにより、担い手漁業者に対する支援を強化します。

●積立プラスの拡充などにより、経営安定のための共済制度の充実を推進します。

●藻場・干潟などの漁場造成を

行うとともに、大量発生するクマガヤや漂流漂着物対策、漁業系廃棄物対策を強化します。

●排他的経済水域におけるフロンティア漁場整備事業など、資源の回復を促進するための施設整備を実施することにより、環境に調和した水産業を展開し、水産資源の生産力向上を図ります。

●都市と交流する魅力あふれる漁村の構築をめざします。

持続可能な林業の再生へ向けて

●年間 55 万 ha を目標に間伐の実施を推進し、製材・合板用の国産木材の消費拡大と農山村におけるバイオマス活用を推進します。

●定額助成による林道・作業道の路網整備を推進するとともに、高性能林業機械のリースによる利用拡大を推進します。

●森林所有者の負担なしで間伐を可能にする定額助成制度を普及するとともに、持続可能な森

林経営をめざした提案型集約化施業を推進します。

※提案型集約化施業：複数の森林所有者に対して、森林組合が一体的に伐採などの施業を提案し実行すること。

●「緑の雇用」制度などの人材育成事業の充実を図り林業の担い手育成を支援します。

世界ナンバーワン 環境国家・日本の実現

長引く経済の停滞から抜け出し、成熟した先進国・日本の新たな成長を図るためには、世界の最先端を行く新たな価値の創造が求められています。それは、地球と共生する、物心ともに豊かな暮らしの発信です。公明党は、低炭素で、資源循環型の、自然と共生する世界ナンバーワン環境国家・日本を実現します。

省エネルギー世界一を奪還

●トップランナー方式の対象拡大などにより、2020年までに2005年比で30%以上の省エネルギー（エネルギー効率の30%以上アップ）を達成します。

※上記のエネルギー効率の指標は、GDP当たりの最終エネルギー消費量。

※政府は「新・国家エネルギー戦略」（2006年5月）で、「今後、2030年までに更に少なくとも30%の効率改善をめざす」との省エネルギー目標を設定している。

※省エネルギーは温暖化対策の柱の一つだが、日本のエネルギー効率は1990年代から横ばい。その間、世界及び欧米諸国は、ほぼ一貫してエネルギー効率を向上させた。

2004年のデータによると、日本のエネルギー効率は、為替レートGDP当たりでは世界トップクラスだが、購買力平価レートGDP当たりではイギリス、イタリアに劣る。

※トップランナー方式とは、電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。この方式を建築物や事業場、事業活動などに適用する。

自然エネルギー大国・日本を実現

●2030年に電力の30%を自然エネルギーでまかなう国をめざします。

※発電所等からのCO₂排出量は日本の排出量の3分の1

(2007年度33.8%)を占める。自然エネルギーを飛躍的に拡大し、これを削減することが温暖化対策のカギである。

※また、日本の輸入において、原油など「鉱物性燃料」の額は毎年1位。2005年度には16.3兆円だったが、2008年度は24.5兆円もの膨大な国富が流出した。自然エネルギーの拡大は、鉱物性燃料の輸入減となり、国富の流出を防ぐことになる。

※固定価格買取制度を導入したドイツは、産業経済効果4兆円、雇用創出26万人(2006年)と大きな成功を収めている。アメリカは、2007年に風力発電の新設設備量で世界一となり、2008年に風力雇用(8.7万人)だけで石炭雇

用(8.1万人)を上回った。

※2007年度の日本の発電電力量のうち、自然エネルギー等は7.6%(水力含む)、原子力は25.6%。経済産業省は、これらゼロエミッション電源を2030年に向けて約70%とする目標を定める予定。一方、諸外国では、自然エネルギーの割合を、ドイツは2050年に発電量の50%(2000年の目標設定時6%、2007年14%達成)、オバマ政権は2025年に電力消費の25%(公約)、EUは2010年に電力消費の22%とすることをめざしている。また、デンマークは2025年に風力発電を電力消費の50%(2009年現在18%)にまで高めるとしている。

※日本の国土面積(3,779万

ha)の1%に太陽光パネルを敷き詰めると日本の総発電量の50%以上を発電できる。国土面積の1%とは、埼玉県の面積にほぼ等しく、耕作放棄地の総面積程度である。

●都市全体の太陽光発電と電気自動車をスマート・グリッド(次世代電力網)で結び、地球に優しい自然エネルギー都市を構築します。

※太陽光発電、風力発電などの難点は“お天気任せ”の不安定さにある。その難点を克服するのがスマート・グリッドであり、その要となるのが、電力の需給変動のクッション役となるバッテリーである。大容量バッテリーを搭載している電気自動車(ある国産車は家庭1日分の蓄電ができる)が普及すれば、社会全体の蓄電容量が大きく増加することになる。

●太陽光パネルの設置や電気自動車の購入を促進するため、電気自動車のバッテリーや太陽光パネルのリース方式を普及させます。

※電気自動車の高価格の要因であるバッテリーについて、大量生産による価格低下までの手法としてリース化を促進。太陽光パネルについても、固

定価格買取制度とリース方式で設置拡大を図る。

改造EV(電気自動車)100万台プランを推進

●CO₂削減に向け自動車の電動化を加速するため、中古車の電気自動車への改造を促進します。

※運輸部門(自動車、船舶等)からのCO₂排出量は日本の排出量の18.5%(家庭は電気等の使用を加えても13.8%)。その排出を削減するためには、CO₂を排出しない電気自動車の普及が効果的だが、国内で走行している自動車およそ7,500万台のうち、電気自動車は2011年度末で7万台ほどと見込まれ、そのギャップは大きい。そこで、比較的簡単な、中古ガソリン車の電気自動車への改造を促進する。全国で約9万事業場ある自動車整備工場など町工場で改造すれば、地方の中小企業の活性化にもなる。例えば、1台当たりの改造費を100万円として、町工場1万社が1社当たり年間100台を改造するとすれば、1兆円産業が生まれる。

●低炭素の交通へ、自転車や電車の中に持ち込めるサイク

ルトレインを拡大するとともに、駐輪場・自転車道の整備、コミュニティーサイクル(自転車の共有システム)の導入を推進します。

子どもの生活環境を化学物質からガード

●子どもを化学物質から守るため、「子ども環境保健法」(仮称)を制定するとともに、家庭・学校等に向けたガイドラインを策定します。 ※環境省は「胎児期から小児期にかけての化学物質曝露をはじめとする環境因子が、妊娠・生殖、先天奇形、精神神経発達、免疫・アレルギー、代謝・内分泌系等に影響を与えているのではないか」という仮説を解明するために、日本中で10万人のお母さんと赤ちゃんに参加してもらう大規模な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」を2010年から本格的に開始し、2025年に中間とりまとめを行う予定。

※しかし、中間とりまとめが15年後であることを考えると、予防原則に立って対応をとることが必要。そこで、総合的調査研究、予防的ナリスク情報の共有、拠点整備などについて定める「子ども環境

保健法」(仮称)を制定するとともに、実生活に活用できるガイドラインを策定する。

自然と生き物がおりなす潤いある国土を形成

●トキ、コウノトリなどが舞い戻る“生物多様性の里づくり”で、農業、観光、地域を振興します。

※今年10月に名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議が開かれることになっており、生物多様性(遺伝子、種、生態系の多様性)の保全に注目が集まると思われる。公明党は、自然との共生の観点から、トキ、コウノトリの野生復帰などをシンボルとして生物多様性復元の里づくりを進め、それを地域の活性化に生かしていくことを提案する。 ※国内最後の野生のコウノトリが死亡した兵庫県豊岡市では、2005年に、人工繁殖させたコウノトリを野生復帰させた。放鳥に先立ち、豊岡市では、餌となる多様な生きものを育む無・減農薬による水稲栽培など「コウノトリ育む農法」を確立し、この農法による「コウノトリ育む米」を販売。通常の米よりも3~6割程度高い価格で販売されているが、売れ行きは好調。さ



らに、豊岡市では「コウノトリツーリズム」として、コウノトリと地域の自然や文化、歴史、食、風景とのつながりを深く体験できる観光を推進。コウノトリを目的とした旅行者の旅費や土産代は、年間総額約12～30億円にのぼると試算されている。

●生物多様性オフセットなど、生物多様性の価値を経済活動に組み込む手法の導入で、わが国

の自然を保全・復元します。
※生物多様性オフセット（相殺）とは、企業などが開発によってやむを得ず自然（生物多様性）に影響を及ぼす場合、隣接地で同等の自然を保全・復元するなど、代償措置を取ることで、代償措置は最後の手段であり、それを実施させること自体よりも、生物多様性の価値を明確にすることにより、環境への影響の事前

回避や最小化を促すことに主眼がある。企業が自主的にオフセットに取り組めば、自然の復元に配慮する企業としてブランド・イメージを高めることにもつながる。

人と動物が共生する社会を構築

●犬ネコの殺処分ゼロをめざした動物愛護政策を推進します。
●「ドッグラン」の整備など、

ペットとともに暮らしやすい街づくりを推進します。

●飢えや恐怖からの自由などを基本理念とする動物愛護のための法整備を進めます。

行動する国際平和主義

公明党は、「行動する国際平和主義」で世界に貢献します。

紛争への過度な介入は平和を遠ざけるだけです。

座して平和を強調するだけでは何も生み出しません。

現実を直視した「行動する国際平和主義」こそが、現行憲法の前文や9条の精神にかなうとの信念で、世界の平和実現に貢献する日本外交を展開します。

●核不拡散条約（NPT）体制の強化を図るとともに、「核兵器禁止条約」を提案するなど「核のない世界」の実現をめざします。

●「人間の安全保障」分野のODAを拡充するとともに、NGOへの支援を強化し、貧困や紛

争など人間に対するあらゆる脅威の克服に取り組みます。

●日米安全保障条約を堅持し、日米関係を深化・発展させるなかで、日本の平和と安全をより確かなものとし、

●米軍再編は、抑止力の維持と基地の段階的整理・縮小を

はじめとする地元負担の軽減を実現するとの考えを基本に、地元との緊密な協議のもと、地元の理解を得ながら着実に実施します。

●国連平和維持活動（PKO）への積極的参加で、国際平和協力を実のあるものとし、国際平

和における日本の存在感を高めていきます。



マニフェスト2010

2010年参院選に向けた政策一覧(分野別)
※一部重複あり

クリーンな政治の実現——政治とカネ、国会改革

繰り返される政治とカネの問題の根絶へ。もう「秘書がやった」との言い訳は許しません。公明党は企業団体献金の全面禁止をはじめ、国民目線で厳しく政治とカネの問題に切り込み、「清潔政治」「政治家改革」を実現します。また、国会議員の定数や歳費の削減など「国会改革」を断行します。

企業団体献金の全面禁止

●政党（政党支部を含む）等への企業団体献金を全面禁止します。

政治資金規正法の制裁強化 監督責任の強化で公民権停止へ！

●秘書などの会計責任者が政治資金収支報告書の不記載や虚偽記載などの違法行為を行い、議員が秘書などの会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠り罰金刑になれば、公民権を停止し失職させることができるようにします。

政治資金の適正化

●国会議員関係政治団体の収支報告書について、電子申請を義務付け、全面公開します。●政党の政治資金が個人献金によって支えられる体制の構築をめざし、個人献金の税額控除の拡充など、環境整備を進めます。

元祖ムダゼロ——徹底した行政改革

天下りの根絶

●内閣や各省庁による国家公務員の再就職（天下り）あっせんを全面禁止します。また、他の職員の天下りをあっせんした国家公務員に対し罰則を科します。そして、国家公務員が離職前5年間に在籍していた機関と密接に関連する営利企業、独立行政法人、公益法人への再就職を離職後5年間禁止します。●天下りの温床となっている“早期退職勧奨”を法律で禁止します。60歳定年の65歳への延長とともに、人件費抑制のため一般職給与法、退職手当法、公務員共済法、定員法の見直しをセットで行います。●天下りを監視する内部統制を図るため、天下り等に関する内部告発を行いやすくします。

行政のムダを徹底追放

●特別会計、例えばエネルギー特会、労働特会などにメスを入れ、独立行政法人等のムダをなくします。●独立行政法人や公益法人のうち補助金等を原資に積み立てた基金等について、毎年度、事業の執行状況、政策評価、会計処理等の検査を行い、不要な剰余金等を国庫に返納します。●行政委託型公益法人などの公共事業について、行政評価制度、会計検査院監査を活用し、

国会議員の歳費削減、日割り支給

●国会議員の歳費を削減します。また、国会議員の当選月の歳費を日割り支給にします。

国会議員定数の削減

●衆議院の選挙制度については、新しい中選挙区制を導入し、定数を削減します。●参議院の選挙制度については、より民意を反映した選挙制度を導入し、定数を削減します。

国民主役の公選法へ

●インターネットを使った選挙運動の解禁を実現します。●国民主役の公職選挙法への改革をめざし、政策について十分な対話を行うことができる選挙運動を実現します（戸別訪問の解禁）。

事業の検証と廃止を徹底します。

●会計法を抜本的に改正し、委託契約を法律規定にし、委託側の責任を明確にします。●一般会計・特別会計を通じた予算・決算の全体像を国会に提出することで、国会審議における透明化を図ります。●「新特別会計仕分け計画」を以下の観点で作成し、国民にも分かりやすい特別会計となるようにします。
（イ） 廃止・民営化
（ロ） 一般会計に統合
（ハ） （イ）（ロ）以外の特会について余剰金・積立金の削減（新たに5カ年計画目標をつくる）

行政コストの節減・効率化

●非常勤職員を含む国家公務員、独立行政法人職員等の福利厚生費の総点検を行い、ムダを徹底的に削減します。●各府省の庁費や各特別会計の業務勘定を総点検し、事務費、人件費のムダを削減します。●行政手続の電子化予算や業務委託を点検し、ムダにメスを入れ、事務の電子化を事務コストの削減につなげます。●組織のスリム化による「量の改革」を進めるとともに、国民のニーズにあった効果的な行政サービスを提供する「質の改革」を積極的に推進します。

18歳選挙権

●18歳選挙権を実現します。

永住外国人の地方選挙権

●永住外国人への地方選挙権の付与を実現します。

世襲制限

●国会議員の配偶者および三親等以内の親族が同一選挙区から立候補することを党として禁止します。

政治への国民の信頼を取り戻すため、まず国会運営に関わるムダを削減

●国会における官報・公報等の配布の廃止により5億円削減します。●国会会期中に支給される委員長手当の廃止により1億円削減します。

●2009年度予算において公益法人向け支出を約4割削減したことを踏まえ、さらに、随意契約の廃止、事務コストや人件費の削減によって支出を削減するとともに、役職員の給与・退職金を削減します。●現在104ある独立行政法人を、内閣府設置の第三者機関により（イ）廃止（ロ）民営化（ハ）運営の弾力化の手段てをした上で国への移管（国家行政組織法の改正）（ニ）特別の法人——の4つに仕分けする「独立行政法人抜本改革法」（仮称）の成立により、こうしたムダ、不正の一掃をめざします。●政府系金融機関以外の独立行政法人の金融業務や公益法人の金融業務など政策金融機能の重複があることから、業務のゼロベースでの見直しを行います。●政府系金融機関について、中小企業金融、危機対応など政策金融機能が十分に発揮させる仕組みを勘案しつつ、民営化を推進します。

国民に信頼される公務員制度へ改革を实行

●公務員が国民全体の奉仕者としての自覚と責任をもって職務を的確・公正に遂行する仕組みへの改革を進めます。いわゆる「キャリア制度」を廃止して、能力・実績評価による人事の徹底、中途採用を積極的に実施し

ます。●幹部人事の内閣一元化に伴い恣意的情実人事を阻止する制度として、国家公務員の幹部人事の降任や適格性審査にあたり、内閣から中立の第三者機関が関与し、人事の中立・公正性を確保する仕組みをめざします。●顧問・参与・パートタイマー・アルバイトなど、あいまいな非常勤公務員の定義を明確にするとともに、公務員の総人件費の全ぼうを明らかにすることで、支出の抑制を図ります。●国家及び地方公務員の勤務時間内の不当な組合活動など不適切な労使慣行を排除して、国民・住民本位の健全かつ公正な労使関係を

安心の医療

長寿医療制度

現行の保険料軽減措置の継続

●低所得者等の保険料負担の軽減措置を継続します。

被用者保険への継続加入措置の創設

●被用者保険の被保険者であった方については、被用者保険に引き続き加入できるように配慮措置を講じます。

公費負担割合の引き上げによる保険料水準の抑制

●公費5割、現役世代の支援金4割、高齢者の保険料1割の負担割合のうち、公費負担の引き上げを行い保険料負担を軽減します。

高額療養費制度の見直し

●70歳以上の外来における窓口負担の自己負担限度額を引き下げます。

前期高齢者医療制度および一般の医療保険制度

70歳以上1割負担の継続

●70～74歳の窓口1割負担を継続します。

公費負担による前期高齢者医療制度にかかる被用者保険の財政調整負担の軽減

●前期高齢者医療制度における財政調整による健康保険組合等の負担増の軽減を図るため、公費を投入・拡大します。

高額療養費制度の見直し

●医療費の窓口負担が一定額を超えた場合に払い戻される「高額療養費制度」を見直し、70歳未満の年間所得300万円以下世帯（住民税非課税世帯は除く）の負担上限額を現行

構築するため「ヤミ専従一掃法」（仮称）の制定をめざします。

“埋蔵金”の洗い出しで有効活用

●国の不要な資産について、市場の状況、適正な売却手法などを勘案しつつ、売却の際、地域活性化に活かす仕組みにします。●独立行政法人や公益法人の内部留保金の国庫返納の制度化をめざします。

「不正経理防止法」の制定

●公務員による組織的な“裏金”づくりなどを防止するため、国・地方の公務員だけでなく、独立行政法人、特殊法人、公益法人等の

の月額約8万円から月額約4万円に引き下げます。●一方、70歳未満について医療費が21,000円を超えたものでないと世帯合算できないことや、同じ医療機関でも医科と歯科は別計算で合算できないこと、あるいは2つ以上の医療機関にかかった場合も合算できないことなど、現行制度が抱える問題を早急に見直します。

「利用者負担総合キャップ制」（仮称）の創設

●医療・介護・自立支援給付等の自己負担を合算して総合的な負担の上限を決め調整する「利用者負担総合キャップ制」（仮称）を創設します。

国民健康保険制度の広域運営の拡大と一元化の検討

●当面、国民健康保険の都道府県単位の財政調整の強化により広域化を図るとともに、都道府県単位の一元化された地域保険の創設に向け検討を進めます。

大学病院の充実

●医学教育の中核を担っている大学病院の医療環境を飛躍的に向上させるため、医療事務補助者の配置の促進などをはじめとした医師等勤務環境の改善や救急医療体制の整備に取り組みます。

医師不足の解消と医療提供体制の充実等

医療費水準・医師数等の水準の引き上げ

●先進国の水準と比較して低い医療費および医師数等の水準を引き上げ、医療提供体制の

職員を罰則の対象にした「不正経理防止法」を制定します。

●会計検査院法を改正し、検査院の指摘が行政改革に直結するしくみを強化します（国庫返納、不正行為者の懲戒処分 of 徹底など）。

地方公共団体の行革を推進

●都道府県や市区町村においても、事務・事業の徹底的な見直しを行い、歳出削減を推進します。●4年ごとに支給される都道府県知事・市町村長の高額退職金、副知事・副市長等特別職職員の退職金を見直し（廃止・縮小）ます。

強化と医療従事者の処遇の改善を図ります。

「医療基本法」の制定

●医療は患者のためにあることを明確にし、国や地方自治体の役割、患者の医療政策決定への参加のための「医療改革国民会議」の設置、医師・医療機関の責務などを盛り込んだ「医療基本法」を制定します。

医師等の医療人材の養成システムの改革と充実

●医師等の養成数の充実を図るとともに、研修体制の見直しと医師バンクの充実や医師派遣システムの強化を行い、医師不足地域の解消に取り組みます。また、救急・産科・小児科・麻酔科などの医師が不足している診療科を解消するため、診療報酬の充実や臨床研修における科目ごとの医師養成数の目標の設定など取り組みを進めます。

女性医師等の復職支援の実施

●育児休業取得や短時間勤務の推進、院内保育所の整備、女性医師バンクの体制強化など、女性医師・看護師等が安定して働き続けられる環境整備の充実を図ります。

勤務医等の勤務環境の改善

●病院医療における医師等の過重労働の解消のため診療報酬上の評価の充実を図るとともに、医師事務作業補助者の充実など勤務環境の改善のため直接的な財政支援を進めます。

看護師など医療従事者の職務拡大

●専門性の高い専門看護師、認定看護師などを評価するシステムづくり、助産師の資質向上を図るとともに医療従事者の拡充と職務の見直し・役割分担を進めます。

「小児保健法」の制定（平成17年）

「小児保健法」の制定（平成17年）

「**小児保健法**」の制定
●新生児から思春期児童までを対象に、保健と医療の包括的な支援体制の充実を図る「小児保健法」を制定します。

医療の安全の確保と医療事故の補償体制の強化充実

●出産等に伴う無過失の医療事故を救済する「産科医療補償制度」の円滑な運用を進めます。医療事故の原因究明の体制を整備し、医療の安全対策を強化するとともに、医療事故における裁判外紛争処理制度を創設します。

「画期的な新薬の開発促進、審査・承認の早期化」

●画期的な新薬の研究開発を促進するため、審査・承認の早期化を図るとともに、画期的な新薬を適切に評価する新たな薬価制度を創設します。また、国内でのワクチン研究開発の促進と生産基盤の確保を図ります。

「社会保険病院・厚生年金病院の地域医療の機能確保」

●社会保険病院・厚生年金病院について、医師不足や診療科の休廃止などを防ぎ地域医療の確保を図る観点から、公的医療機関としての機能を存続できるよう、早急に対応します。

「救急医療」

「救急医療」

●**救急医療の15分ルールの確立**＝「**救急医療基本法**」（仮称）の制定
●「救急医療基本法」（仮称）を制定し、24時間365日対応の救急相談窓口の整備を含め、救急医療体制を再構築するとともに、真に緊急性のある人が、ドクターヘリやドクターカー、救急車など、あらゆる手段を使って通報から15分以内に医師に診てもらえる「15分ルールの確立」をめざします。
●救急医療情報システムの充実など医療と搬送の連携強化、ER（救急治療室）の拡充、救急医療を担う人材の育成、予算の確保など、救急医療を取り巻く諸対策を進めます。

全国に400カ所のER（救急治療室）を整備

●全国のER（約150カ所）や救命救急センター（約200カ所）を整備拡充し、24時間、すべての救急患者を受け入れるER型救命救急センターを配備します。救急専門医などの養成を進め、将来的には、全国400カ所の整備を行います。

小児集中治療室（PICU）を備えた小児救命救急センターを整備

●小児集中治療室（PICU）を備えた小児救命救急センターの整備を拡充します。小児救急体制を強化するため、小児救急の専門医を育成し、全国に50カ所のPICUを整備

「セカンドオピニオン」の体制の整備

「セカンドオピニオン」の体制の整備

します。

ドクターヘリの全国配備50機の促進と機能強化

●運航経費の実態に見合った補助を行い、2012年をめどに全国に50機の配備をめざします。また、フライトドクターなどドクターヘリ関係医療スタッフの育成とともに、日没後の救急対応が可能となるよう、山間部など医療過疎地を中心に夜間照明付きのヘリポート（災害広場兼用）の整備を推進します。

「都市型ドクターカー」の普及を推進

●都市部の救急医療体制の強化には救急車搬送に加え、ドクターカーの普及が不可欠です。ドクターカーの適切な配備を実現するため、維持運営費を拡充します。

「災害医療体制の充実強化」

●**DMAT（ディーマット）体制**の拡充や広域連携の強化および、人材養成や必要な資機材を着実に充実します。
※DMAT：大地震や航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆け付け、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の略称

「がん対策」

「がん対策」

●**基本計画の個別目標の実現**
●がん対策推進基本計画の5年後の見直し（2012年度）を前に、放射線療法・化学療法の普及と専門医の育成、がんを担当するすべての医師への緩和ケア研修の推進、がん検診率50%以上の達成など、個別目標の実現をめざします。

「拠点病院の機能を強化」

●がん診療連携拠点病院の機能強化を進め、がん治療の地域格差を是正し、全国どこでも最適ながん治療を受けられる体制を整備します。

「がん相談業務と情報発信、普及啓発を拡充」

●病院選びや治療方針、がんに関する不安や悩みを抱える患者や家族を支援するため、がん相談支援センターの相談業務の拡大とともに、がん治療情報の発信を拡充します。また、がんを広く国民に知ってもらう普及啓発活動を促進します。

「がん対策予算を2倍に拡充」

●がん対策推進基本計画にうたわれている個別目標を達成させるため、がん対策予算を2倍に拡充します。また、がん検診を支援するための地方交付税をさらに充実させます。

「セカンドオピニオン」の体制の整備

「セカンドオピニオン」の体制の整備

●患者自らが適切な治療法を選択できるよう、主治医に遠慮せず、気軽にセカンドオピニオン（別の専門医の診断）を受けられる体制を整備します。

学校におけるがん教育の見直しと教科書や副読本を充実

●小・中・高校生に対するがん教育を見直し、教科書の内容充実や副読本の配布を促進します。生活習慣との関わりなどを知ってもらい、がん予防を促進させます。

「がん検診の充実」

●女性特有の子宮頸（けい）がん、乳がん検診の受診率の向上を図るため無料クーポン券、検診手帳などの事業を継続します。また乳がん検診の精度向上のため、マンモグラフィー検診に加えて超音波（エコー）検診の導入・併用を進めるとともに、読影医の養成・確保など検診体制の充実・強化を図ります。男性の発症率が高いがんの検診にもクーポン券を配布します。

「子宮頸がん予防法の制定」

●若い女性に急増する子宮頸がんの征圧へ、特定の年齢への予防ワクチンの接種と、一定の年齢へのがん検診（細胞診とHPV検査）費用を全額助成することを柱とした「子宮頸がん予防法」の制定をめざします。

「がん研究・開発等の推進」

●免疫療法・抗がん剤・粒子線治療など新たな治療方法・治療薬の研究・開発を推進するとともに、新たな医薬品等の承認審査の迅速化と国内での利用普及を図ります。また、禁煙対策の推進など予防対策を強力に進め、がん罹（り）患率や死亡率の低下を図ります。

「感染症・難病対策等」

「感染症・難病対策等」

新型インフルエンザ対策の推進

●必要な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄やワクチンの安定的な供給の確保、地域における診療体制・相談体制の整備・強化を図るなど、総合的な新型インフルエンザ対策を推進します。また、副反応への補償の充実を図ります。

ヒブ・小児用肺炎球菌等のワクチンの定期接種化

●細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン等の定期接種化を進めるとともに、予防接種費用や健康被害の救済等のあり方について、より国民本位の制度へと改めるため、予防接種制度の抜本的な見直しを行います。

総合的な肝炎対策の推進

●地域における専門治療施設の整備や治療費

「Manifesto2010（参院選重点政策）」

「Manifesto2010（参院選重点政策）」

の負担軽減、治療方法等の研究開発の促進など、総合的な肝炎対策を推進します。また薬害肝炎患者や集団予防接種による肝炎患者等の救済に取り組みます。

「HTLV-1感染防止および総合対策の推進」

●**成人T細胞白血病（ATL）**や**HTLV-1**関連脊髄症（HAM）などを引き起こすヒトT細胞白血病ウイルス（HTLV-1）について、全国一律の妊婦健診での抗体検査を実施するとともに、「母子感染予防ガイドライン」に沿った母乳指導等により母子感染を予防します。また、全国的な診療体制の整備、「健康管理ガイドライン」や「治療ガイドライン」等の策定、心のケア相談窓口の設置、ATL患者の医療費負担の軽減やHAM患者の特定疾患認定、新薬の薬事承認や保険適用の推進、発症予防や治療法に関する研究の推進、正しい知識の普及啓発等の総合対策を進めます。そのため、「HTLV-1感染症対策基本法」を制定します。

「難病対策基本法」の制定

●難病の原因究明と治療法の研究開発、患者・家族への医療費の負担軽減等を含む福祉的支援、医療提供体制の整備、在宅医療支援、就労・教育・相談支援等の総合的な難病対策を推進するため「難病対策基本法」を制定します。また、現行の難病対策の柱である「難治性疾患克服研究事業」および「特定疾患治療研究事業」の拡充・強化を図ります。さらに、医療費の負担軽減については、医療保険における高額療養費制度の見直しも併せて適切な措置を講じます。

※「難治性疾患克服研究事業」：症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある特定疾患について、研究班を設置し、原因の究明、治療法の確立に向けた研究を行う事業（現在、臨床奨励分野130疾患、研究奨励分野177疾患が対象）
※「特定疾患治療研究事業」：原因不明で治療方法も未確立のいわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり医療費も高額である特定疾患について、医療費の公費負担を行い、患者・家族の負担の軽減を行う事業（現在56疾患が対象）

「アレルギー疾患対策基本法」の制定

●国民の3分の1を超えて増え続けるアレルギー疾患に対して、居住している地域にかかわらず適切な専門的医療が受けられる医療機関の整備と専門医等の育成、学校・職場・医療機関の連携協力と研修・相談体制の整備、正しい知識の普及啓発、重症化予防と生活環境の改善、予防・治療法に関する研究の推進など、国の各機関が連携し対策を強力に進めるため、「アレルギー疾患対策基本法」を制定します。

「脳卒中対策基本法」（仮称）の制定

●死因第3位、要介護原因疾患の第1位である脳卒中の予防や急性期医療から在宅リハビリに至るまでの対策を強化するため「脳卒中対策基本法」（仮称）を制定します。

「脳脊髄液減少症」などの新たな病態の研究推進と保険適用の推進

●「脳脊髄液減少症」や「軽度外傷性脳損傷」など国民から新たな「疾病」としての確立の要請が強い病態について研究の推進を図り、その結果に基づき検査、治療について保険適用を進めます。

脊髄損傷に対応する「せき損センター」の整備

●脊髄損傷に対する医療、リハビリ、社会復帰支援などを総合的に行う「せき損センター」の整備を進めます（全国各ブロック7、8カ所目標）。

「白内障の多焦点眼内レンズ治療の保険適用」

●白内障の多焦点眼内レンズ治療の保険適用を進めます。

「健康増進対策等」

「健康増進対策等」

8020（ハチマルニイマル）運動の推進と「口腔保健法」の制定

●80歳になっても自分の歯を20本以上保つために、歯科健診と自己管理を通じて健康づくりを行う「8020」（ハチマルニイマル）運動を推進するとともに、「生涯を通じた口腔保健の推進に関する法律」（通称：口腔保健法）を制定し、生涯にわたっての口腔の健康の保持・増進を進めます。また、小児の健康を守るための小児矯正歯科治療の保険適用を拡充します。

「生活習慣病の予防対策の推進」

●医療保険者・関係機関等の連携強化を図り特定健診の受診率の向上を図るとともに、実効性ある保健指導を進めます。また公共の場での禁煙の徹底や禁煙の取り組みを支援する活動の強化により喫煙率の低下を図ります。

「女性健康研究ナショナルセンター」（仮称）の設置と女性専門外来の拡充

●性差医学の考え方を踏まえた女性の健康に関する研究を専門に行う「女性健康研究ナショナルセンター」（仮称）を設置し、生涯を通じた女性の健康支援の充実を図ります。また女性専門外来の全国的な拡充を進め全都道府県での開設を実現します。

女性の健康を一生涯サポート

●予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録や、病気の予防情報などを記載した健康パスポートを発行し、女性の健康を生涯にわたっ

「サポートする体制を構築します。また骨粗しょう症や貧血、乳がん、子宮疾患等の予防と早期発見のために、女性特有の疾病に対する健診の充実を図り、受診率を向上させます。」

「サポートする体制を構築します。また骨粗しょう症や貧血、乳がん、子宮疾患等の予防と早期発見のために、女性特有の疾病に対する健診の充実を図り、受診率を向上させます。」

てサポートする体制を構築します。また骨粗しょう症や貧血、乳がん、子宮疾患等の予防と早期発見のために、女性特有の疾病に対する健診の充実を図り、受診率を向上させます。

「思春期外来の推進」

●公的医療機関における思春期外来の設置を推進するとともに、保健所・保健センターにおける思春期の心身の問題に対する相談体制を充実します。

「うつ病や不安障がいなどに対する総合的な対策の推進」

●うつ病や不安障がい等への対応力を向上する研修事業を抜本的に拡充するなど、早期発見・治療の体制を整備します。認知行動療法の推進や専門家の育成、地域障害者職業センターの職場復帰支援を行うカウンセラーの大幅増員など、社会復帰プログラムの整備を図り、うつ病や不安障がい等の早期発見から社会復帰までの一貫した支援体制を構築します。

「メンタルヘルス（心の健康）対策の推進」

●地域や社会で「メンタルヘルス」（心の健康）対策を推進します。企業の「心の健康づくり計画」策定を推進し、相談体制の整備、企業におけるメンタルヘルス推進担当者や事業主に対する研修啓発、地域や企業で行う健康診断での「心の健康」指導の促進などを推進します。

温泉を活用した健康づくりの推進

●温泉療法医、温泉利用指導者（員）などの人材養成や、温泉施設、旅館等の「健康増進施設」としての活用を進め、地域の温泉を活用した健康づくりを推進します。

「障がい者等のバリアフリーツーリズムの推進」

●障がい者や要介護者も旅行を楽しめるようバリアフリーツーリズムを推進します。

統合医療の推進

●西洋医学と漢方等の東洋医学や世界各地の伝統医学を、患者さんのニーズに応じて適切に組み合わせ、全人的な医療を提供することをめざす統合医療の研究や普及を推進します。

安心の介護

「新・介護公明ビジョン」をもとに介護施策を強化

●公明党の介護総点検を踏まえて取りまとめた政策提言「新・介護公明ビジョン」の実現をめざします。高齢者が安心して老後を暮らせる社会へ12項目の重要課題と早急を実施すべき64の対策を提案。特に、特別養護老人ホームの倍増など介護基盤の整備で入所待機者の解消や、在宅介護の充実策として、家族に休息をとってもらうレスパイトケアの拡充、24時間訪問サービスを強化する小規模の在宅支援事業の小学校区に1カ所以上の展開を推進します。また、介護保険財源の公費負担割合を現行の5割から当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費で賄うことをめざします。

必要な施設・在宅サービスの充実「多機能支援センター」の設置

●2025年までに、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護3施設を倍増、特定施設、認知症高齢者グループホームを3倍増にします。また、地域の実情を踏まえ、必要な施設体系の整備・充実を図り、16万人分の拠点整備を加速化させます。さらに、訪問看護サービスの利用者数を10年間で100万人に増加させるとともに、医療・介護・生活支援などを備えた「多機能支援センター」の設置を進めます。

ケア付き高齢者住宅の大幅な拡充

●都市部における独居高齢者および高齢者夫婦世帯の著しい増加を踏まえ、地域で住み続けることができるよう、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）や高齢者専用賃貸住宅（高専賃）等の整備充実とともに、公共住宅や空き学校などの活用で、ケア付き高齢者住宅を大幅に拡充します。

暮らせる年金

年金制度全般への対応

被用者年金の一元化

●被用者年金（厚生年金と共済年金）の一元化を早急に実現するとともに、厚生年金、共済年金の個人単位化を進め女性の年金権を確立します。

未納・未加入対策

●被用者年金の適用の拡大を進めるとともに、社会保障カードを早期導入し、減免制度

介護従事者の処遇改善のさらなる推進

●介護従事者が安心して継続的に働ける雇用環境を築くため、介護従事者の処遇改善へ、介護職員処遇改善交付金の対象枠を拡大し、介護保険外の公的予算で継続します。介護従事者の大幅給与アップなどの処遇改善につながる介護報酬の引き上げを推進します。

高齢者の介護保険料を所得に応じてきめ細かく設定

●高齢者の介護保険料について、年金受給額に対して過度なものとならないよう、現行の所得段階別保険料を見直し、所得に応じてよりきめ細やかな設定を行い、低所得者の保険料を一層軽減します。

認知症の地域ケア体制の充実

●地域において認知症の早期診断・治療・ケア・相談など総合的な支援体制の充実を図ります。特に認知症デイサービスやショートステイの充実、訪問看護の強化など地域ケアの充実を図ります。さらに、低年金・低所得者の負担軽減を進め、グループホーム等の利用を可能にします。

支援を必要とする高齢者や介護者の地域支援を強化

●孤独死防止のための全戸訪問調査や災害時要支援者把握のための支援マップづくりをはじめ、支援を必要とする高齢者や介護者を地域全体で支えるネットワークを構築するなど地域における包括的な支援体制を強化します。

元気な高齢者を応援

●3年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料やサービス利用料の負担を軽減する「お元気ポイント」のようなシステ

ムを導入します。また、介護ボランティアに参加した高齢者にはさらに軽減します。

療養病床再編後の医療提供体制の充実

●今後も増加する長期にわたって密度の高い医療サービスを必要とする要介護者への医療・介護サービスを提供するため、必要なベッド数の確保と、可能な限り地域で生活を続けることができる地域ケア体制の整備を図ります。

難病やがんの要介護者等へのサービス提供体制を整備

●難病、遷延（せんえん）性意識障がいの患者やがん末期の要介護者などに対し、「短期入所療養介護」や、医療機関や訪問看護ステーション等と連携してサービスを提供する「療養通所介護」を本格的に実施する体制を整備します。

介護休業制度の充実

●介護で仕事を辞めざるを得ない状況を改善するため、介護休業制度をさらに充実します。

介護予防事業の充実

●介護予防サービスは介護保険以外の公費で賄い、公的機関が主体となり、地域力を生かすことで介護予防事業をさらに充実します。

介護事業の運営の改善

●煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きの簡素化、要介護認定審査の簡略化で、すぐに使える制度に転換します。また、特養ホームなど介護施設の介護職員の配置基準を改め、現行の3対1から2対1に見直します。さらに、要介護度を軽減させた介護事業所を介護報酬で評価する制度を導入します。

育児期間中の国民年金保険料の免除を検討

●被用者年金に限られている育児休業期間中の保険料免除措置について、対象を拡大し国民年金についても片親の保険料を免除する制度を検討します。

無年金・低年金への対応

低所得者への加算年金の創設

●低所得者（単身世帯で年収160万円未満、

それ以外は200万円未満）に対して、基礎年金を25％上乘せする加算年金制度を創設し、最低保障機能を充実します（現在満額で66,000円の国民年金の場合、83,000円程度に引き上げ）。

受給資格期間の短縮と保険料追納期間の延長

●年金受給資格期間を25年から10年へ短縮し、無年金者の発生を抑えるとともに、保険料の事後納付期間2年を10年に延長します。

障がい者福祉の向上

「障がい福祉ゴールドビジョン」（仮称）を策定

●障がい福祉サービス基盤の緊急整備（グループホーム・ケアホームの緊急整備、新体系への移行支援の強化等）や現在の障がい福祉サービス従事者等の処遇改善（従事者の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付等）、地域相談支援体制の強化（相談支援専門員や提供体制の拡充）などを盛り込んだ「障がい福祉ゴールドビジョン」（仮称）を策定します。

施設サービスの質の向上と必要な整備の推進

●障がい者施設の持つ、障がい者の地域における自立した生活を支援する拠点としての機能、福祉人材の養成の拠点としての機能、強度行動障がいなど処遇困難な場合の高度な支援の拠点としての機能を確保するため、質の向上と充実を図ります。

「障害者権利条約」の早期批准と「障害者基本法」の改正、「障害者差別禁止法」の制定

●「障害者権利条約」の早期批准を図り、その理念に沿った「障害者基本法」の改正を行います。また、障がいを理由とした差別のない社会をめざす観点から「障害者差別禁止法」を制定します。

「障害者虐待防止法」の早期制定

●障がい者の人権を著しく侵害し、その自立や社会参加を大きく損ねる障がい者虐待を無くすため「障害者虐待防止法」を早期に制定します。

障がい児支援の充実

●各地域に「子ども発達センター」（仮称）を創設し、福祉と教育の連携のもとで、就学前から就学後にわたり、発達支援、放課後支援、家族の相談支援など子どものライフステージに合った継続的な支援を行う体制を整備します。

無年金障がい者の救済

●無年金障がい者の幅広い救済を行うため、「特定障害者給付金支給法」を改正し、支給対象を拡大します。

年金記録問題への対応

未統合記録の統合

●旧姓情報による突き合わせ、未統合記録の持ち主と思われる方への通知送付などにより、引き続き記録解明に取り組みます。最終的には公示等による解明・統合を検討します。

再裁定処理の迅速化

●職員の増員、再裁定処理システムの改善等により、社会保険業務センターへの進達から早急に3カ月程度で処理できる体制を構築するとともに、引き続き改善を進めます。

年金記録確認第三者委員会における処理の迅速化

●年金受給者からの申し立てを優先的に処理するとともに、引き続き処理の迅速化を進めます。

精神障がい者の雇用および職場定着の促進

●うつ病その他の精神障がい者に対する企業内のカウンセリング体制等の雇用環境の整備を促進するとともに、休業者に対するリワーク支援を強化することにより精神障がい者の雇用および職場定着を図ります。

発達障がい者の雇用促進

●発達障がい者のライフステージに応じた一貫した支援を可能とするため、成人期の就労支援として、ハローワークや「地域障害者職業センター」における専門的支援の強化、雇用管理上の課題の把握や事業主支援等を通じ、発達障がい者の雇用の促進と安定を図ります。

所得保障の充実

●「障害基礎年金」の引き上げ、グループホームやケアホームなどに入居する障がい者に対する住宅手当制度の創設、就労支援の拡大、工賃の引き上げなど、障がい者の所得保障の充実を図ります。

公共機関のバリアフリーの促進と支援策の充実

●新バリアフリー法に則り、公共機関のバリアフリーを促進します。また、バリアフリー化への各種支援策を充実します。

障がい者のための情報バリアフリー化の推進

●公共放送などの字幕化の普及推進や、活字文書読み上げ装置、音声コードの普及など、障がい者のための情報バリアフリー化を推進します。また、選挙公報やねんきん定期便等の全文の点字化・音声コード化を進めます。

精神障がい者の障がい者割引の適用拡大

●精神障がい者も、ＪＲ・高速道路等交通機関の障がい者割引の対象に加えます。

安心の子育て、少子化対策

幼児教育の無償化

●少子化対策の充実を図るため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化を進めます。

社会全体で子どもを育む環境の整備

●月額1万3,000円を中学生まで支給する2010年度の子ども手当は、実質、児童手当の拡充でした。今後は、手当の更なる拡充よりも、むしろ保育サービスの一層の拡充など子育て環境の整備に力を入れます。●待機児童ゼロに向けた保育所の緊急整備を行うとともに、保育ママや延長保育、病児・病後児保育、休日保育など多様なニーズに応じた保育サービスの拡充を図ります。また、総合的な放課後児童対策の拡充を図るなど、社会全体で子どもを育む環境の整備を推進します。◆認可外保育施設に関して、国の最低基準を満たしながらも認可されない現行制度を見直し、認可できる仕組みをつくります。

◆認定こども園の整備を促進するため、地方裁量型を含む全ての類型に対する新たな国庫補助を創設します。

社会総がかりで教育安心社会を構築

教育は、人格の完成をめざし、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものです。公明党は、「安心の教育支援」「活力ある教育環境の整備」「文化・芸術の振興」などに取り組むことで、子どもから高齢者まで切れ目のない教育・学習環境を整備し、安心と活力のある「教育立国」を構築します。

また、経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、わが国が直面するさまざまな課題を解決するためには、「人材の確保と育成」も重要です。このような観点から公明党は、「ヒューマン・ニューディール」（「未来の人材」に対する大胆な投資）を推進し、GDPに対する教育の公費負担率を現在の3.3％から先進国並みへの引き上げをめざします。

「安心」の教育支援―子どもに優しい社会の実現

教育費の負担軽減

●子どもの豊かな成長、健康の増進、人格形成にプラスとなる食育推進の観点から、公立小学校給食の無償化を実現します。●義務教育の無償化の範囲を、授業料・教科書費以外の校外学習費・学用品費・補助教材費などにも拡大します。●中学生・高校生を持つ保護者の教育費負担を軽減するため、家計にかかる教育関係費の一部を税額控除します。

一人ひとりに応じたきめ細かな奨学金制度等の構築

●高校実質無償化法の成立を受け、従来の奨学金に加えて、入学時に必要な経費などについて、給付型奨学金の創設など低所得世帯の生徒を対象とする修学支援策を行うために要する資金を各都道府県に交付します。

妊婦健診の完全無料化の推進

●望ましいとされる14回の健診を無料で受けられるよう財政的支援を継続します。また、里帰り先での健診や助産所での健診についても助成の対象となるよう、さらなる拡充を図ります。

出産育児一時金の拡充

●出産育児一時金を現行42万円から50万円へと引き上げをめざします。

乳幼児医療費の負担軽減の推進

●子育て世帯の医療費の軽減を図るため、未就学児2割負担から中学生までを1割負担に軽減します。さらに、各自治体へ財政的支援を行い無料化の取り組みを推進します。

「仕事と生活の調和推進基本法」の制定

●「仕事と生活の調和推進基本法」を制定し、国を挙げて企業と国民が一体となった「働き方改革」を推進し、ワーク・ライフ・バランスが図られる社会を構築します。また、テレ

ワーク普及に向けた環境整備を図るとともに、企業に対する相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー」を創設します。

中小企業の育児支援策の充実

●育児休業の取得や短時間勤務の導入を奨励するため、従業員100人未満の中小企業に対し、育児休業取得者1人当たり100万円の助成を拡充します。

地域の子育て支援体制の充実

●つどいの広場、地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの整備など、地域子育て支援体制を充実させます。

児童虐待防止対策の推進

●児童虐待によって一時保護が必要なケースで、民法上の親権を制限できる制度を検討します。児童相談所、市区町村に児童福祉司等の専門家の配置を拡充し、子育てなどのアドバイスをする「家庭訪問つき相談支援事業」を創設します。里親制度の推進も図ります。

●子どもの自然体験学習を実施する農山漁村の“地域コミュニティ”の再生を図ります。●「子どものための優れた舞台芸術体験活動」を拡充し、全ての小中学生の舞台芸術の鑑賞機会を義務教育期間中に3回以上に増やすなど、小中学校における文化芸術教育の一層の推進に取り組みます。●子どもが読書に親しむ環境づくりを推進します。

子ども一人ひとりに向き合う環境をつくります。そのために教職員等の増員や資質の向上に取り組みます。●少人数学級やチームティーチングの導入など学校の実情にあった学級編成ができるようにします。●将来のわが国を支える人材を育成するために、子どもの理科離れ対策に取り組みます。実験や観察に必要な設備などを充実させるとともに、外部人材を活用した魅力ある授業の実施など理科教育を充実します。●中学校卒業段階で日常英会話ができるようになることをめざし、義務教育での英語教育を充実します。

子どもの豊かな心を育む体験学習の拡充

●子どもの豊かな心を育むために、すべての小学生に1週間以上の農山漁村での自然体験学習を実施するなど、「子ども農山漁村プロジェクト」の大幅な拡充に取り組みます。

●子どもの自然体験学習を実施する農山漁村の“地域コミュニティ”の再生を図ります。●「子どものための優れた舞台芸術体験活動」を拡充し、全ての小中学生の舞台芸術の鑑賞機会を義務教育期間中に3回以上に増やすなど、小中学校における文化芸術教育の一層の推進に取り組みます。●子どもが読書に親しむ環境づくりを推進します。

学校等における受動喫煙防止対策の強化と喫煙防止教育の普及促進

●受動喫煙による子どもの健康への悪影響を防ぐため、原則として学校施設内を全面禁煙にするなど、学校等における受動喫煙防止対策の一層の取り組みを行います。また、子どもの喫煙防止のため、学校、家庭等における喫煙防止教育の普及促進を図ります。

職業教育を学校教育の柱に―若年者雇用問題への早期対応

●学校教育法を改正し、「職業教育」を目的条項に位置付けます。●企業の人事担当経験者や多様な職業経験者を一定の研修を経た上で職業進路指導担当（キャリア・カウンセラー＝仮称）として認定し、小学校・中学校・高等学校の各学校段階に配置します。●職業教育の充実を図るために、高校や大学において職業体験学習やインターンシップを単位として認定します。また、インターン（体験実習生）を受け入れる企業への支援の充実を図ります。●すべての中学生に1週間以上の職場体験を実施します。●職業教育および職業能力開発政策を抜本的に見直すとともに、現在、文部科学省・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省で行っている職業教育や職業能力開発政策を一元的に行う体制をつくります。

新卒未就職者対策―大学卒業後3年間は新卒扱いに

●大学卒業後3年間は在学生と同様に大学の就職支援が受けられるよう、関係省庁の連携による積極的な対策を促しつつ、大学の就職支援機能や体制強化など環境整備を行います。

大学等における「授業単位互換制度」の拡充

●他大学等で履修した科目を、所属する大学の単位として認定する「授業単位互換制度」を拡充します。

ポストドクター問題への対応策の推進

●大学と産業界との連携強化など、大学院の博士課程を修了した研究者（ポストドクター）の就労支援を拡充します。

教員への支援と資質向上

●多様な教育問題に取り組む教員を支援するため、教員OBや経験豊かな社会人、教職をめざす学生等を活用した「教員サポーター」（仮称）を1クラスに1人以上配置します。●いじめや不登校など学校教育が抱える複雑・多様な課題に対応するため、小学校・中学校・高等学校の教員養成課程に「児童福祉」や「家族援助」等の科目を加えるなど、力量ある教員の養成に取り組みます。

地域ぐるみで学校を支援

●教員OBや教職をめざす学生、高齢者など多様な人材が地域ぐるみで学校教育を支援する「学校支援地域本部」の充実および全国展開を進めます。●放課後や週末の子どもたちの生活の場を確保し、地域の協力を得ながら学習やスポーツ・文化活動などに取り組む「放課後子どもプラン」をすべての小学校区で実施します。●公立・私立を問わず授業改革やカリキュラム開発、地域と連携した教育活動など、学校が主体的に行う教育力向上へ向けた取り組みに対し財政支援を進めます。

地域・学校を重視する教育行政改革の推進

●学習内容の全国基準の設定、教育水準の地域間格差の是正、財政基盤の確保など、教育における国の役割を明確にし、その他の権限等は市町村や学校が行役できるよう、教育行政改革を段階的に推進します。●地域・学校が教育目標、教員人事、学級編成、カリキュラム等を自由に設定できるようにします。

特別支援教育の充実

●発達障がい児等の教育機会を確保するため、教育的支援や教育環境の整備などに必要な財政的支援を拡充します。●特別な支援が必要な子どもの教育（発達障がいへの対応を含む）の充実を図るため、公私立幼稚園や小学校・中学校・高等学校等に配置する特別支援員や通級指導担当教員を増員します。●視覚障がいを持つ児童・生徒や普通の印刷物を読むことが困難な児童・生徒のために、カセットテープに代わるデジタル録音図書を導入を促進するとともに、教科書のデジタル化を推進します。

「認定こども園」を全国2,000カ所に設置

●地域の実情にあった総合的な少子化対策を進めるため、幼児教育や保育を提供し、地域の子育て支援を行う「認定こども園」を全国2,000カ所に設置します。

専修学校等への支援の充実

●職業人の養成など、わが国の教育において

重要な役割を担っている専修学校や各種学校の振興を図るため、財政支援の充実や教育制度上での位置付けの見直し等に取り組みます。

●求職中の若年者等が専門的な技術を円滑に習得できるよう、専修学校の利用拡大を図ります。●高等学校と同等の義務教育終了後の学びの場として、専修学校の制度化をめざします。

いじめ・不登校対策

●いじめや不登校の未然防止や早期発見・早期対応、教育相談体制の充実等を図るために外部人材の活用や子どもの居場所作りの推進など、課題を抱える子どもを積極的に支援します。●不登校や引きこもりの子どもに対して、教職をめざす大学生などを心の友（メンタルフレンド）として家庭に派遣する「メンタルフレンド制度」の導入を推進し、子どもの健全な育成をサポートします。●子どもや親などからのSOSに即時に対応できるよう第三者機関による「いじめレスキュー隊」（仮称）の設置を推進します。●児童相談所や警察など、福祉・保健・医療・司法等の子どもの生活に関わる地域資源と学校との連携を円滑にするため、スクールソーシャルワーカー制度を拡充します。

生涯学習社会の構築

●社会人や職業人のキャリアアップやフリーター等の学び直しの機会の確保、高齢社会に対応した多様な生き方の実現等をめざし、大学や専修学校等でいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができる生涯学習社会を構築します。●学校の空き教室等を活用し、生涯を通じて新しい知識や教養を身につける環境を整備します。また、団塊の世代等の社会参加や生きがいづくりを支援するため、地域の実情にあった拠点を作り、情報提供やネットワークづくり等を推進します。●時間や場所、経済的な理由等から学習機会が制約されることがないよう、奨学金制度の充実や産業界・大学・専修学校・行政・NPO等の連携強化、インターネット等情報通信技術の活用等を通じて一人ひとりのニーズに合った学習環境の整備を推進します。

世界で活躍する人材の育成と外国人学校支援

●留学生政策を強化するために体制の見直しを行い、予算を拡充します。

100万人の日本人留学生を海外派遣

●グローバル化する社会で活躍する優秀な人材を育成するため、「留学支援プログラム」を

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

策定し、今後10年間で100万人の日本人学生を留学生として海外へ派遣します。

●日本人学生の留学を支援するため、給付型奨学金の導入、奨学金対象枠の大幅な拡大、外国政府等の奨学金による海外留学の円滑実施など、公的留学制度を抜本的に拡充します。

海外留学生の受け入れ体制の強化

●2020年までに留学生受け入れ30万人をめざし、当面5年間で大幅な拡大と留学生を受け入れる環境整備を推進します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

ユネスコスクールの拡大
●幼稚園から大学までユネスコスクールの認定校を、現在の70校から700校へ増やします。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

日本語教育体制の強化
●世界中に拡大しつつある日本語習得希望者に対応するため、国内外の日本語教育体制を強化します。具体的には、カリキュラムの基準や教材を認定するための法制化や日本語教員養成の充実を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

外国人学校支援
●国内の外国人学校への経済的・人的支援を包括的に定めた「外国人学校支援法」（仮称）の制定をめざします。

●各種学校扱いの外国人学校に対し、税制を含めた支援策を検討します。

●外国人の就学支援のため、支援員・日本語教育指導員の配置を推進します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

雇用の安定

労働者派遣制度の抜本的見直し

●労働者保護・派遣労働者の処遇の均衡の確保のため、労働者派遣制度の抜本的な見直しを進めます。

◆いわゆる「マージン率」が教育訓練等の必要経費を除外した上で適切な率となるような一定の規制の導入を図るとともに、“雇い止め”に対する派遣先の賠償責任を強化し、派遣労働者の処遇の均衡確保と昇進・昇格、正規雇用への転換の仕組みの整備などを行います。

◆最も不安定な日雇派遣労働の原則禁止を実現します。また、製造業における派遣、登録型派遣労働の在り方については、雇用の安定と労働者の保護、ならびに中小企業等の労働力確保の観点を踏まえさらに検討を進めます。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

「ものづくり支援サービス法」(仮称)の制定
●日本の優れたものづくり基盤を維持・強化

文化・芸術、スポーツの振興

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

文化・芸術の振興
●地域の実演芸術（音楽・舞踊・演劇等の舞台芸術）の活性化を図る「劇場法」（仮称）の制定をめざします。

●質の高い展覧会が全国各地域で安定的に行われるよう、展示美術品の損害を国が補償することで海外等からの美術品の借り入れを円滑にする「美術品国家補償制度」を導入します。

●芸術家や文化団体への公的助成の対象に稽古手当や創作研究費などを追加するとともに、創作や公演が終了するまでの一時融資制度の創設をめざします。

●芸能の鑑賞機会を拡大するため公演の充実を図るとともに、創造活動や人材育成に対する支援の充実など、芸能の振興に取り組みます。

●地域の施設や多様な人材を活用し、世代を超えて多くの住民が文化・芸術を体験・享受できるよう、「地域文化芸術振興プラン」の推進など、地域文化活動を支援します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

スポーツの振興
●国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「スポーツ基本法」の制定をめざします。

●生涯スポーツ社会の構築、国際競技力の向上、スポーツ観戦など、スポーツ振興政策を総合的に進めるため「スポーツ庁」の設置をめざします。

●地域の施設や多様な人材を活用し、世代を超えて多くの住民がスポーツを体験・享受で

きる「総合型地域スポーツクラブ」を拡充します。

●国民に夢を与えるトップアスリートの育成支援に取り組みます。

●障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、必要な環境整備を進めるとともに、障がい者スポーツの一層の振興に取り組みます。

世界をリードする研究開発とイノベーションの創出

●科学技術立国の基盤を強化するため、宇宙・海洋・生命科学・脳科学など先端分野の基礎研究を強力に推進します。また研究開発力強化法に基づき研究者の養成・確保を図り、ポストドクターや女性研究者、外国人研究者などの処遇の改善を進めます。

●高校生・大学生の海外留学や海外の研究者の受け入れを進めるとともに、若手や女性の優秀な研究者が能力を発揮できるような環境整備を進めるなど、グローバルに活躍できる人材の育成と確保に取り組みます。

●わが国発のiPS細胞(人工多能性幹細胞)による再生医療などの先端医療技術開発の実現に向けた研究を強力に推進します。

●わが国の得意分野である環境エネルギー技術について、国際的な研究拠点形成を通じ、次世代太陽電池等の革新的な技術開発を行うことにより、新産業の創出と国際貢献に取り組みます。

●成長力を強化するため、イノベーションの源泉となる基礎科学力の強化に取り組みます。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

ニート・引きこもり対策の推進
●地域若者サポートステーションを拡充し、すべての施設でアウトリーチ（家庭訪問）ができる体制や、高校中退者に対し、就労と学び直しの支援ができる体制を整備します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

再就職支援付き住宅手当の拡充

●離職者などが再就職のための活動に際し、住民票や金融機関の口座が必要となる場合が多く、安定した住居を確保する必要があることを踏まえ、再就職のための活動を安心して行えるよう、住宅費等を支援する「再就職支援付き住宅手当」の拡充を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

非正規労働者の社会保険適用の拡大

●非正規労働者の雇用保険、健康保険、厚生年金の加入要件を緩和します。その際、増加する保険料については、企業負担分に一定の配慮措置を講じます。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

最低賃金の着実な引き上げ
●生活保護との均衡を図り、全国平均1,000円をめざし最低賃金の着実な引き上げを図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

就職活動の早期・長期化の是正
●就職活動の解禁日の復活や平日の企業訪問の自粛、通年採用の推進など、企業・学生双方にとってより有益で望ましい新たな就職活

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

格差是正、共生社会の実現

給付付き税額控除制度の導入

●生活支援、子育て教育支援等で減税と低所得者への給付を組み合わせた「給付付き税額控除制度」を導入します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

「社会保障カード」(仮称)の導入
●年金手帳や健康保険証などの役割を一元的に果たす「社会保障カード」(仮称)の早期導入を進めます。これにより、年金・医療・介護など社会保障にかかる個人の情報取得を容易にし、また税制と社会保障制度の一体的な運営の強化を図ることにより、給付付き税額控除制度や「利用者負担総合キャップ制度」(仮称)の実現を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

ひとり親家庭への支援の充実

●母子・父子家庭以外の児童を扶養している年金受給者である祖父や祖母や児童をつれて離婚係争中のDV（ドメスティック・バイオレンス）被害者のひとり親家庭に対しても、所得に応じた子育て支援の充実を図る観点から児童扶養手当制度の在り方を抜本的に見直し、児童扶養手当支給対象拡大を図るととも

動に関するルール（新たな就職協定）作りを推進します。また、既卒者に就職の門戸を閉じることになる新卒者制限の撤廃など柔軟な採用活動の定着を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

就活の経済的負担軽減

●新卒者の雇用情勢の悪化をかんがみ、「就活手当」の創設など、就活の経済的負担軽減策を講じます。また、卒後未就業で就職活動を行っている若年無業者に対しても就業活動支援給付金の支給を検討します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

新卒者のミスマッチの解消
●新規学卒者の採用が、一部の大企業に偏っているミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力を情報として提供する「政府版中小企業就活応援ナビ」の機能強化と活用促進を図ります。また、教育と職業訓練との連携を強化し、ミスマッチ解消に資する職業能力開発の促進を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

新卒採用の拡充
●新規学卒者の雇用情勢の悪化から、未就職新卒者が多く出てきており、新卒者として就活を行えるよう、「就活留年」が起きている状況を改善するため、企業の新卒採用の枠を、卒業後3年までの学卒者まで拡大するよう促進します。また、既卒者に対する就職相談窓口の拡充を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

に、年金との併給調整の改善を図ります。特に、母子家庭については、生活保護も含めた実態調査を実施し、適切な支援策を講じます。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

「ユニバーサル社会形成促進基本法」の制定
●すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、責任と権利を分かち合い、その個性と能力に応じてそれぞれの力を十分に発揮しながら、誇りを持って自立できるユニバーサル社会の形成を促進するため、基本理念等を定めた「ユニバーサル社会形成促進基本法」を制定します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

定住外国人労働者への支援の強化
●定住外国人労働者に対し、国と地方公共団体との連携により日本語研修や職業訓練の実施を通じた就労の確保を支援します。また、本人家族の医療や教育の確保など、総合的な支援を強化します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

総合的な貧困対策の推進
●わが国の貧困率の定期的な調査を行い、そ

中途採用者の適切な待遇の確保

●中途採用者が、前職のキャリアを反映できるようにするなど、ガイドライン等において適切な待遇の確保を図ります。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

女性の再就職支援策の充実

●出産、子育て後の女性の再就職を支援するマザーズハローワークの機能強化を図るとともに、再雇用制度の導入を進めます。また、正社員とパート労働者の均等処遇を推進します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

高齢者雇用の促進

●65歳以上の雇用確保を図るため、高齢者雇い入れ助成金の対象年齢を65歳以上も対象となるよう引き上げます。また、多くの高齢者を雇用する事業所への税制措置を検討します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

母子家庭の母等の就業支援

●母子家庭の母等への就業支援として、職業訓練等の資格や技能の取得を促進するため、高等技能訓練の受給時における給付のさらなる充実を含めた職業訓練機会の充実や、トライアル雇用の拡充など自立できる正規雇用への移行をハローワーク等との連携を図りながら促進します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

れに基づいて貧困率の低減の目標を定め、総合的な貧困対策を推進します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

高齢単身世帯の支援

●高齢単身世帯については、軽易な日常生活上の支援の充実や地域全体で支えるネットワークの構築など、地域における包括的な支援体制を強化します。

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

2010年10月20日、東京の丸の内駅で、海外留学生の受け入れ体制の強化を訴える留学生のデモ行進

安全で安心な生活環境づくり

子どもの安全を確保

●凶悪犯罪から子どもや市民を守るため、全国で活動する防犯ボランティア団体（約42,000団体）による「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上を図る活動に、国や自治体が積極的に支援することを責務とする「地域安全安心まちづくり推進法」を制定します。

治安の回復を実現

●刑法犯の認知件数を減らし国民生活の安全安心を確保するため、警察官の増員や質の向上などにより、ひったくりなどの街頭犯罪や振り込め詐欺などの防止、取り締まりを強化します。また、DNA型鑑定の一層の活用や、110番通報に対してより迅速に対応するため、携帯電話の発信地を通知する機能の導入を進めます。さらに、性犯罪の厳罰化やパソコンやインターネットなどを悪用したサイバー犯罪への取り締まりを強化し、犯罪仲間を募ったり、犯罪を助長したりするような「闇サイト」を規制する「闇サイト防止法」を制定するとともに、情報モラル教育や啓発活動を推進します。

●麻薬撲滅へ向けて、国連薬物統制計画（UNDCP）など、国連関係機関への協力、各国連携の緊密化、ケシ栽培からの転作の技術・財政支援、警察機関の取り締まり態勢を強化します。また、銃器や薬物などの水際での取引阻止に向けての海上警備態勢の強化など、総合的な対策を推進します。特に、近年急増しているMDMA等の合成麻薬の取り締まり強化や、大麻および加熱処理されていない大麻種子の所持および栽培、大麻吸引について法的規制も含め取り締まりを強化し

人権・司法

人権が尊重される社会の構築

取り調べ過程の可視化の本格実施

●警察・検察で実施している録音・録画による取り調べ過程の可視化については、冤（えん）罪を防止するため、裁判員制度の実施にかんがみ、刑事手続全体の在り方との関連に留意しつつ、本格的な実施を図ります。

児童ポルノの所持等の禁止

●子どもの福祉の観点から、児童ポルノ禁止法を改正し、児童ポルノの所持等を禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を新設します。

ます。

●薬物乱用防止を推進するため、「薬物乱用防止キャラバンカー」の活用をはじめ、薬物乱用防止のための講習会など啓発の取り組みを推進します。

安全で快適な交通の実現

●交通事故の減少をめざし、飲酒運転の取り締まり強化や厳罰化、交通安全教育の推進、また、自動車のカーナビゲーション装置で、運転者に周辺の歩行者等の交通状況などを視覚・聴覚情報により知らせることで交通事故を防止するためのシステムの開発・整備などを推進します。特に、自転車の通行環境の整備、ルールの周知と交通安全教育、また、歩行者の安全のための環境整備による交通事故防止に取り組みます。

生活者が主役の消費者行政

●「食品表示適正化法」（仮称）を制定します。●「地方消費者行政活性化基金」の恒久化と相談員の待遇改善で地方の消費者行政の活性化を図ります。●悪徳業者などの「やり得」を許さず、被害者の泣き寝入りを防ぐため、不当な収益の散逸の防止・はく奪により被害者を救済する制度の実現をめざします。●消費者を取り巻くさまざまな問題から自身を守る力を養う消費者教育を推進するため、学校教育などあらゆる機会の活用や消費者教育を担う人材育成への財政措置を含めた支援の実施、消費者教育に関する法律を策定します。

NPO支援

●NPO法を改正し、NPOなどの非営利セ

「個人通報制度」の創設

●国際人権（自由権）規約で保障された権利を侵害され、国内の手続きでその救済がなされなかった際に、侵害された個人が、国連の自由権規約委員会に通報し、国に対して勧告を求めることができる「個人通報制度」を定めた国際人権規約の第一選択議定書の批准を整備します。

新たな在留管理制度の円滑な実施

●多文化共生社会の構築に向け、改正入管法（出入国管理及び難民認定法）等の円滑な実施を図ります。また、わが国における外国人の生活の安定を図る観点から、在留管理の在り方について、さらに必要な検討を行います。

クターに対する支援税制の認定要件緩和、寄付金控除制度を充実させます。

食育の推進

●子どもの豊かな成長、健康の増進、人格形成にプラスとなる食育の取り組みとして、食育啓発運動や学校における食育の推進を図ります。また、子どもが望ましい食習慣等について計画的に学習することができるよう、栄養教諭の増員や学校における米飯給食などの地産地消をさらに推進します。また、朝食を食べない若年層の減少をめざします。

動物介在教育の推進

●学校教育における動物の飼育体験を通じた生命尊重教育（動物介在教育）を推進します。

自殺防止への支援拡充

●自殺者の大幅減少をめざし、自殺の防止に関する調査研究をはじめ、うつ病対策やカウンセリングの充実、遺族への支援など、自殺防止へ向けた総合対策を推進します。

DV防止やストーカー対策を推進

●DV防止法の第3次改正を行うとともに、デートDVに対する対応や民間シェルターの拡充など総合的なDV対策を推進します。また、ストーカーの取り締まり強化などを行います。

女子差別撤廃条約「選択議定書」批准

●女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准をめざします。

100日に見直し、また非嫡出子の相続分について、嫡出子と同一になるよう婚外子の相続差別の撤廃を図ります。

離婚後300日問題解決への取り組み

●母の離婚後300日以内に出生した子で、民法772条の規定により、出生届が出せず、結果的に子の戸籍が作成されない事態の解決へ向けた施策を推進します。

性的マイノリティの人々の人権を擁護

●性的マイノリティの人々への偏見や差別をなくし、理解を深めるため、人権相談体制の強化や多方面にわたる啓発等に努めます。性的マイノリティの人々が暮らしやすい社会を実現するために、必要な施策を検討し、環境整備を図ります。

人権擁護へ、「人権侵害救済法」を制定

●人権侵害による被害を適正かつ迅速に救済するとともにその実効的な予防を図るため、新たな人権救済制度の創設などを含む「人権侵害救済法」（仮称）を制定します。また、人権擁護委員の処遇改善に努めるなど人権擁護施策を総合的に推進することにより人権尊重社会の実現をめざします。

犯罪被害者施策の推進

●刑事裁判における被害者参加制度や被害者国選弁護士制度、損害賠償命令制度などを確実に実施します。また、犯罪被害者等給付金支給制度を抜本的に見直し、新しい補償制度を創設するなど犯罪被害者等の権利確立へ向けた施策をさらに推進します。

公訴時効見直しによる課題への対応－実効性のある捜査環境の確立

●凶悪重大事件等の公訴時効制度の廃止、延長に伴い、検挙率が低下することのないよう、捜査資源の適正な配分や証拠の保管方法の簡素化等について、実効性のある対応を講じます。また、公訴時効廃止の対象犯罪につ

いて、被害者遺族等の声を十分踏まえつつ、引き続き検討を行います。

異状死死因究明制度の確立

●異状死死因究明制度の確立に向けて、「死因究明推進法」を制定し、人材の育成や施設を含む体制の整備を図ります。

国民に身近で頼りがいのある司法の実現

法曹養成制度の強化・充実

●経済的事情にかかわらず意欲ある人が広く法曹をめざせるよう、司法修習生や法科大学院生に対する経済的支援策の充実など、法曹養成制度全体に対する財政支援策の拡充に取り組みます。●法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度の理念を損なうことなく、法科大学院における教育の質の向上を図り、社会の多様なニーズに応えうる人材を育成します。そして、法科大学院修了者がさまざまな分野で活躍できるよう職域の拡大を図ります。

裁判員制度の円滑実施のための環境整備

●裁判員制度が円滑・適正に実施され国民の間に定着していくよう、引き続き広報宣伝活動を実施します。併せて、学校における法教育の普及・発展を図ります。また国民がより参加しやすい制度にするため、育児・介護・就労および障がい者への配慮等の環境整備を行います。裁判員選任手続きにおける性犯罪被害者等の安全確保とプライバシー保護を図ります。

国民に開かれた行政訴訟制度の創設

●誰もが行政の不正をただせるよう、行政訴訟の体制整備を含めたさらなる改革を推進し、より国民に開かれた行政訴訟制度を創設します。

弁護士が1人しかいない地域の解消

●法テラスの司法過疎対策によるアクセス・ポイントの設置等を推進し、弁護士が1人しかいない「ワン地域」を解消します。そのため
の財政支援も拡充します。
※弁護士「ワン地域」：地方家庭裁判所支部管轄区域を単位として、登録弁護士が1人しかいない地域

スタッフ弁護士の大幅増員

●法テラスのスタッフ弁護士を大幅に増員するとともに、訪問・出張相談等を実施し、高齢者や障がい者などの司法アクセス困難者のための相談体制を整備します。併せて、若者や外国人向けの法律相談等のサービスを充実させます。また、対象が拡大した被疑者国選弁護士制度に対応できる体制の整備を図ります。

裁判官・検察官がいらない裁判所・検察庁ゼロ支部の解消

●国民の身近にあって利用しやすい司法制度の充実を図るため、裁判官ゼロ（判事・判事補非常駐）支部及び検察官ゼロ（検事非常駐）支部を解消します。

民事法律扶助の充実

●経済的に余裕がない場合でも、適切に法的サービスが受けられる民事法律扶助をさらに充実させます。

再犯防止に向けた取り組みの推進

●性犯罪者処遇プログラムやアニマルセラピーなど受刑者への改善指導の強化や保護観察官の増員、保護司実費弁償金の増額および更生保護施設の充実により、出所者や保護観察対象者の社会復帰のための就労支援や居住支援など再犯防止に向けた取り組みを推進します。

登記事項証明書の手数料の引き下げ

●登記事項証明書の交付請求にかかる手数料を引き下げます。

未来の人類のために持続可能な社会を構築

地球温暖化の被害回避へ気温上昇を2℃以内に抑制

すべての主要排出国が参加する次期枠組みを構築

●工業化以前の水準からの世界全体の平均気温の上昇幅が2℃を超えないようにするため、世界の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50％削減するとの目標を世界全体で合意できるよう、わが国が全力を挙

げます。

●米国、中国、インドなどすべての主要排出国が責任ある形で参加する、実効性ある次期枠組みの構築について国際合意を果たすため、わが国がリーダーシップを発揮します。

●途上国の地球温暖化対策の資金とするため、国際社会が連携した「地球環境税」（仮称）の創設を検討します。

●アジアにおける低炭素型・低公害型の経済活動の普及等をめざし、環境汚染対策と温暖

化対策を同時に実現するコベネフィット・アプローチを推進するなど、「クリーンアジア・イニシアティブ」を具体化します。

●地球温暖化による被害に対応するため、アジア・太平洋における大規模自然災害リスク保険制度の創設を検討します。その際、わが国は、金融工学や衛星情報などの面で積極的に協力します。

世界最先端の低炭素社会づくりで内需拡大、競争力強化

「気候変動対策推進基本法」の制定

●世界の平均気温上昇を2℃以内に抑制するとの目標を明記し、日本の温室効果ガス排出量を1990年比で2020年に25％以上、2050年に80％以上削減するとの目標を速やかに設定し、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度の創設などの政策を盛り込んだ「気候変動対策推進基本法」の制定をめざします。

「緑の経済と社会の変革」を具体化

●わが国が世界最高水準の技術を持つ環境分野への戦略的な投資を、経済成長や雇用創出につなげていく「緑の経済と社会の変革」（2009年4月20日 斉藤環境相＝当時＝発表）の具体化を推進します。

温室効果ガス削減の野心的な国家目標を設定

●京都議定書約束期間（2008～2012年）の目標（温室効果ガス1990年比6％削減）を確実に達成します。さらに2020年に1990年比25％以上削減、2050年に同80％以上削減をめざし、世界最先端の低炭素社会を構築します。

低炭素化の仕組みをビルトインー国内排出量取引制度を創設

●2013年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みに備え、公明党は今後4年間（2009～2012年）を「低炭素社会・基盤確立期間」と捉え、取り組みを強化します。2012年までに大規模排出事業所（発電施設を含む）を対象とするキャップ&トレード型の国内排出量取引制度を創設。併せて、国が対象としない事業所（一定の排出量以上）を対象に地方自治体を実施主体とするキャップ&トレード型の地域排出量取引制度も創設します。温室効果ガスの排出を抑制する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直し）を推進するとともに、地球温暖化対策税の導入を検討します。

エコ・アクション・ポイント制度を推進

●景気状況に応じて家電・住宅エコポイント事業を継続するとともに、同事業以外のエコ商品・エコ行動も幅広く対象としてエコポイントを発行する「エコ・アクション・ポイント事業」についても、本格的に全国展開し、自立的ビジネスとして定着させます。また、地域版のエコポイント制度の支援も行います。●民有地等の緑化を推進するために、緑化版エコポイント制度の創設を検討します。●商品の製造から廃棄に至るまでのCO₂排出量をラベル表示するカーボン・フットプリ

環境金融の推進のため、倫理的投融資ガイドラインを導入するとともに、立法を検討します。

●有価証券報告書における温室効果ガス排出量等の情報開示を進めます。●C S R（企業の社会的責任）活動や、C S R活動の情報開示を進めます。

省エネルギー世界一の奪還

●トップランナー方式の対象拡大などにより、2020年までに2005年比で30％以上の省エネルギー（エネルギー効率の30％以上アップ）を達成します。
※エネルギー効率の指標は、GDP当たりの最終エネルギー消費量
※トップランナー方式：電気製品などの省エネ基準や自動車の燃費・排ガス基準を、市場に出ている機器の中で最高の効率のレベルに設定すること。この方式を建築物や事業場、事業活動などに適用する。●わが国のCO₂排出の約3割を占める電気事業において、CO₂排出の多い老朽化施設をCO₂排出の少ない最先端施設に切り替えることを促進します。●E S C O事業の活用など、中小・小規模企業の省エネに対する支援を強化します。
※E S C O事業：省エネルギー改善に必要な、技術・設備・人材・資金などを包括的に提供する事業。省エネルギーで実現する経費節減分、省エネ投資を賄う点が最大の特徴●太陽光発電、次世代自動車、燃料電池、ヒートポンプなど、わが国が世界トップ水準にある環境・エネルギー技術について、導入を後押ししつつ、研究開発を促進します。
※ヒートポンプ：熱を移動させる省エネ装置で、有名なものにエコキュート（家庭用給湯器）などがある●電気自動車の購入や太陽光パネルの設置を促進するため、電気自動車のバッテリーや太陽光パネルのリース方式を普及させます。

2030年に電力の30%を自然エネルギーに ―― 全量固定価格買取制度を創設

●太陽光、風力、バイオマス、地中熱、小水力等の再生可能エネルギーを2020年までに一次エネルギー供給量の15％へ引き上げます。●2030年に電力の30％を自然エネルギーでまかなう自然エネルギー大国をめざし、国民生活等に与える影響に配慮しつつ再生可能エネルギー電力の全量固定価格買取制度を創設します。●国際再生可能エネルギー機関（IRENA）を通じて、新興国、途上国とともに再生可能エネルギーの研究開発、技術移転等に取り組みます。●太陽光発電世界一の座奪還をめざし、太陽光発電導入量を2020年までに30倍以上に引き上げます。そのため、学校施設をはじめ

公共施設に率先して太陽光発電システムを設置するとともにメガソーラー発電所の設置を促進します。

●都市全体の太陽光発電と電気自動車をスマート・グリッドで結び、地球に優しい自然エネルギー都市を構築します。●潮流発電など、海洋エネルギーの利用を推進します。

低炭素の交通・住宅・地域を推進

●電気自動車、ハイブリッド車など、CO₂排出量の少ないエコカーの普及を加速するため、減税、補助金、公的導入で支援し、エコカー新車販売を2020年に新車販売の70％へ引き上げることをめざします。●改造EV（電気自動車）100万台プランを推進―CO₂削減に向け自動車の電動化を加速するため、中古車の電気自動車への改造を促進します。●CNG自動車（天然ガス自動車）や電気自動車などに燃料等を供給するステーションの設置など、エコカーのためのインフラを整備します。●自転車の環境保全、省エネルギー、健康維持等の機能を活用するため、自転車を電車の中に持ち込める「サイクルトレイン」の拡大、駐輪場の整備、交通やレクリエーション等のための自転車道の整備、コミュニティーサイクル（自転車の共有システム）の導入を積極的に進めます。●住宅・建築物の省エネ化を進めるため、補助金、税制、低利融資などで支援するとともに、断熱基準の義務化など建築基準法の改正を検討します。●7月7日のクールアース・デーを定着させ、地球温暖化防止への意識啓発を図るとともに、国境を越えて共感が広がる日とします。

地球の恵みを守る「自然共生社会」を構築

人類の基盤である生物多様性を保全

●生物多様性基本法に則り、人類の存続の基盤である生物多様性を保全し、持続可能な利用や関係のビジネスを促進します。
※生物多様性：生態系、種、遺伝子の多様性を指す●生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の2010年名古屋開催を契機として、森林、湿地、サンゴ礁等の生態系保全など、国際的取り組みを推進します。●絶滅危惧（く）種の保存、野生動植物の保護を進めるとともに、野生鳥獣などによる暮らしと生態系への被害対策を推進します。●わが国の生物多様性保全の屋台骨として国立・国定公園の保全と適正な利用を推進するとともに、地域との協働を進めます。●自然再生事業を推進するとともに、分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結し、劣化した生態系の回復を図るエコロジカル・

Manifesto2010（参院選重点政策） > 未来の人類のために持続可能な社会を構築

ネットワーク（生態系ネットワーク）の形成を進めます。●藻場や干潟を含む里地・里山・里海の保全・再生を進めるとともに、里のネットワークを形成します。●トキ、コウノトリなどが舞い戻る“生物多様性の里づくり”で、農業、観光、地域を振興します。●環境や自然の保護など公益増進上の重要地域における水田稲作農家に対して直接補助金を支給する「環境直接支払制度」の導入を検討します。●戦略的環境アセスメントの拡充と本格的導入を進めます。●緑の減少を食い止めるため、公共事業にノー・ネット・ロス（自然環境をこれ以上減らさない）の原則を活かすとともに、「ナショナルトラスト活動支援法」（仮称）の制定を検討します。
※ナショナルトラスト：広く募金を集め、自然環境などを取得、保存、公開する環境保護活動●生物多様性オフセット（相殺）など、生物多様性の価値を経済活動に組み込む手法の普及で、わが国の自然を保全・復元します。
※生物多様性オフセット：開発によってやむを得ず生物多様性に影響を及ぼす場合、隣接地で同等の自然を保全・復元するなど、代償措置を取ること。代償措置は最後の手段であり、環境への影響の事前回避や最小化を促すことに主眼がある。●分かりやすい情報開示を含め、政府による規制影響分析（R I A）を改善します。●船舶のバラスト水や沈殿物に関する規制・管理を行う「バラスト水管理条約」批准の検討を進めます。

多面的機能を持つ森林を整備・保全

●森林の違法伐採等を防ぐため、適正に管理された森林から産出した木材に認証マークを付ける森林認証制度を国内外で拡大し、認証材の使用を促します。●森林整備を支援するカーボン・オフセット（CO₂排出の相殺）を推進します。●膨大なCO₂を排出している森林火災を防止するために、衛星情報の活用を含む、アジア・大洋州における防止体制や支援枠組みの導入を推進します。

美しい水の回復へ「水循環基本法」を制定

●水循環基本法を制定し、水行政の一元化を進めるとともに、水質の向上、生物多様性の保全、親水環境の整備などを図ります。●ゲリラ豪雨対策、ヒートアイランド対策として、自然の水循環系に近づける雨水貯留・浸透施設の導入を推進します。●水不足解決へ、国内外でわが国の水ビジネスを支援します。

Manifesto2010（参院選重点政策） > 未来の人類のために持続可能な社会を構築

●下水道整備事業の在り方を見直して合併処理浄化槽を普及させ、国内全世帯の水洗化をめざします。そのため浄化槽整備事業の助成率を継続的に3分の1から2分の1に引き上げ、対象となる浄化槽を大幅に拡大します。さらに下水道敷設地域での接続義務について、一定基準以上の合併浄化槽既設置者に対して柔軟な対応を実施します。●既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去費用の助成対象となる単独浄化槽の使用年限撤廃、助成対象地域の拡大、排水設備設置費用の助成対象化をめざします。

循環型社会づくりを一段と推進

3Rを促進し、産業廃棄物、家庭ごみを徹底減量

●廃棄物の発生抑制、再使用を重視しつつ、3R（発生抑制＝リデュース、再使用＝リユース、再生利用＝リサイクル）を促進します。特に、環境に配慮した製品設計の普及などで、事業所、家庭のごみを徹底的に減量します。●製品のライフサイクルコストの「見える」化を推進します。●携帯電話など使用済みの小型家電、使用済みの自動車などに含まれる希少金属（レアメタル）や希土類（レアアース）、重金属の回収・再資源化を推進します。●廃棄物の不適正処理・不法投棄対策を強化します。●海岸漂着物処理推進法に基づき、漂着ごみ等の円滑な処理とその発生抑制を図るため、海岸管理者等をはじめとする関係者の責任を明らかにし、多様な主体との役割分担と連携を強化するとともに、必要な財政上の支援措置を講じます。●イベントで消費される資源（電気、紙、水等）を節約し、廃棄物の発生を極力抑制します。

アジア各国の循環型社会づくりに貢献

●わが国の技術・規制・人材をパッケージにしてアジア各国の環境対策を支援し、アジアにおける循環型社会の構築に貢献します。●海外の技術水準では適切に再資源化できない廃棄物（レアメタルなど）をわが国に受け入れ、処理する体制づくりを進めます。●国内外のパーゼル条約の執行体制を強化するとともに、有害廃棄物等の不法・不適正な輸出入の根絶をめざします。●E P A（経済連携協定）やF T A（自由貿易協定）の締結において、環境配慮条項の盛り込みを推進します。

安心して暮らせる環境を確保

化学物質から健康を守る体制を強化

●化学物質関係の諸法律を総合的に位置付け「化学物質基本法」（仮称）を制定します。

Manifesto2010（参院選重点政策） > 未来の人類のために持続可能な社会を構築

●化学物質による健康影響を受けやすい子どもたちの生活環境を改善するため、全国化学物質使用実態調査を実施するとともに、「子ども環境保健法」（仮称）を制定します。化学物質に関する子ども環境保健ガイドラインの策定を進めます。
※「子ども環境保健法」（仮称）：予防原則に立って、総合的調査研究、予防的なリスク情報の共有、拠点整備などについて定める。●石綿健康被害者に対して隙間のない救済を実施するとともに、今後の被害を未然に防ぐための対応を急ぎ、アスベスト対策基本法の制定を検討します。●アジア諸国における「石綿使用安全条約」の批准を推進します。

光化学オキシダントの広域化など新たな課題に対応

●近年広域化がみられる光化学オキシダントや、健康影響が指摘される微小粒子状物質（PM2.5）などの新たな課題に対し、取り組みを強化します。●黄砂など越境物質による大気汚染を防止する国際枠組みづくりを検討します。

学校ビオトープなどで環境教育を充実

●環境保全活動・環境教育推進法を改正し、「持続可能な開発のための教育」の理念を踏まえた環境教育の充実を期します。その中で、学校、N P O、企業、行政をつなげて「持続可能な開発のための教育」の事業を促進していくコーディネーターの養成を進めます。●自然と親しみながら環境の大切さを学ぶことで、情緒豊かな人づくりを進めます。そのため、小中学校に教科としての「環境科」の新設を検討します。また、「スクール・ニューディール」構想に基づき、太陽光パネル設置をはじめとしたエコ改修、学校ビオトープ（野生動植物が生息する空間）設置を進め、学校施設を環境教育の教材として活用します。●温泉の利用を促進するとともに、温泉を保全するための影響評価手法や指針を策定します。また、温泉由来のホウ素、フッ素等の水質汚濁防止法の措置の特例を検討します。●地球活動の遺産を主な見所とする自然の中の公園である「ジオパーク」構想を推進します。●水俣病被害者救済法に基づき、水俣病被害者の幅広い救済と解決を図ります。●排他的経済水域（E E Z）の保全に努め、バイオマスや漁業資源などの活用を進めます。●環境分野における市民参加の促進を目的とした「オーフス条約」の批准に向けた検討を進めます。

※食料農業植物遺伝資源条約：生物多様性条約の枠組みに沿って、植物遺伝資源の取得促進、保全と持続可能な利用、利益の公正かつ衡平な配分によって、持続的農業と食料安全保障を図ることを目的としている。

動物愛護

人と動物との共生社会の構築

「5つの自由」を基本理念に

●年間28万匹の犬ネコ殺処分に象徴される“動物愛護後進国”の汚名を返上するため、5つの自由（①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快からの自由、③外傷や疾病からの自由、④恐怖と不安からの自由、⑤正常な行動を表現する自由）を基本理念とする動物愛護のための法整備を進めます。

“捨て犬ネコの殺処分ゼロ”へ

●捨て犬ネコの殺処分ゼロをめざし、捨て防止の観点から、幼齢動物の販売規制と、動物販売業者による動物購入時の適正な飼養保管の方法や終生飼養などの説明等を強化しま

す。また、動物のしつけや飼い主のマナー向上についてNPO等と協力した支援を推進します。保護した動物に対しては、動物の再教育など、新たな飼い主を探す取り組みを抜本的に強化します。

●インターネットを通してのペット販売と夜間販売の禁止に向けた検討を行います。
●災害時の対応や捨て防止の観点から、個体識別可能なマイクロチップ装着を推進します。

動物看護師の資格化

●動物看護師を資格化するとともに、動物愛護推進委員の増員を図り、地域における動物愛護と適正な飼養を推進します。

●「ドッグラン」や散歩道の整備など、ペット

とともに暮らしやすい街づくりを行います。
●飼養する犬の登録を着実に行うよう推進し、狂犬病予防注射率100%をめざします。
●悪質なペット葬祭業者の不法投棄などの問題が発生しており、ペット葬祭業の適正化を図ります。

アニマルセラピー（動物介在療法）の研究・普及の推進

●ドッグセラピーやホースセラピー（乗馬療法）、イルカセラピーなどのアニマルセラピー（動物介在療法）の研究や普及の推進を図ります。

●学校教育における動物の飼育体験を通じた生命尊重教育（動物介在教育）を推進します。（再掲）

景気対策・成長戦略——実質2％程度、名目3～4％程度の経済成長を達成

景気対策による政策効果や好調な輸出を背景にして、景気はリーマンショック後の最悪期は脱することができました。しかしながら、依然として低い成長にとどまっており、多くの新卒未就職者が生まれるなど雇用情勢も厳しい状況が続いています。したがって、当面、景気回復に全力で取り組むことが重要であり、内需と外需の双方を追い求めるとともに、必要な公共投資を積極的にを行います。また、目標年次を定めてデフレ脱却に取り組みます。中長期的には、安心の社会保障・福祉の確立により、雇用を拡充し、消費を促して持続的な内需振興を図るとともに、国際競争を勝ち抜ける成長産業を国の戦略として育成します。

短期的な景気対策——

実質2％程度、名目3～4％程度の経済成長を達成

アジアをはじめとする新興国・中進国の成長の取り込み

●政府が先頭に立ち、システムとしてのインフラ輸出を促進します（原子力発電、新幹線、上水道システム等）。

●中小企業や農産品の海外販路拡大を支援します（支援のためのノウハウを持つ人材を行政が確保する）。

●新興国・中進国向けの製品開発を進めます（現地ニーズを取り込む。機能を絞って低価格化する）。

●観光ビザの拡大や外国人受け入れ態勢の強化により、2020年までに訪日外国人観光客の誘致を年間2,500万人まで拡大します。

21世紀型の公共投資の推進

●学校など公共施設の耐震化や太陽光発電装置の設置、老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕、介護施設の拡充など、真に必要とされる21世紀型の公共投資を着実に進めます。

法人税率引き下げで競争力を強化

●法人税の税率を引き下げ、わが国企業の投資余力を増やし、競争力を強化するとともに、内外の企業の投資を促進します。

日本版物価目標政策の導入

●政府と日銀による定期協議機関を設け、政府の景気・経済対策と日銀の金融政策との緊密な連携をとりながら、3年を目標とした目標年次を定めて、1～2％程度の物価水準を達成します。

中小企業への支援の強化

●緊急保証制度の審査要件の緩和、個人保証を求めない融資の拡大など、金融面での中小企業支援を強化します。

●研究開発・技術開発の支援を拡充するとともに、財務、経理、法務などの経営支援、海外への販路拡大など、総合的に中小企業・小企業を支援します。特に、創業・第二創業（経営革新）を促進します（支援人材の育成・確保、相談体制の充実等）。

通商政策を強化、アジアをはじめ世界の活力とともに成長する日本

●通商政策を抜本的に強化し、新幹線や原子力発電などわが国が世界に誇る技術力を活かして海外諸国の成長や生活の豊かさに貢献しつつ、特にアジア地域における内需拡大を総合的かつ集中的に推進する「アジア版ニューディール」に取り組みます。また、わが国にとって必要な資源などを確保するため、首脳・閣僚クラスによるトップ外交やODAの活用などを戦略的に推進します。

●経済危機に対する耐性強化と安定的経済成長の持続を目的に、E R I A（東アジア・アセアン経済研究センター）を活用するなど、21世紀の成長センターであるアジア全体の経済成長をめざし、東アジアの市場統合を実現します。

●高成長を果たす新興国など世界とともに成長する日本をめざし、環境・エネルギー等の分野における共同プロジェクトの推進など共通の産業基盤整備を進め、成長の好循環を促す取り組みを抜本的に強化します。

●停滞する世界経済の活性化と国内政策の整合性を図りつつ、わが国の成長に資するW T O（世界貿易機関）交渉の早期再開、妥結に取り組みます。また、必要に応じ弾力的なセーフガード発動の体制整備を行いつつ、新興国・資源国（アジア・中東諸国・アフリカ諸国・オーストラリアなど）とのE P A（経済連携協定）やF T A（自由貿易協定）を積極的に推進し、世界の経済安定に貢献します。

●省エネ・新エネ技術や原子力等の環境技術の高度化などにつぎ、アジア等への海外展開を支援し世界の環境改善に積極的に貢献するとともに、わが国の環境ビジネスの発展をめざします。

●排出削減と経済成長を両立しようとする開発途上国を支援する環境プログラムの無償提供の拡大に取り組みます。

●わが国の知恵と技術を損ない消費者の安全安心を脅かす模倣品（自動車ブレーキなど）が世界に拡散することを防ぐ、模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A）の交渉妥結をめざします。

地域経済・中小企業の活性化

中小企業予算の倍増と、経営力の強化

●中小・小規模（零細）企業支援を一層推進するため財政面・税制面・制度面を含めた施策を強力に推進するとともに、所要の関連予算の倍増に努めます。併せて、各都道府県における中小企業対策費の適正な予算措置の確保に取り組みます。

●中小・小規模企業の経営力を向上させ、地域・中小企業を支える商工会および商工会議所の組織機能を強化し、限界集落や過疎地域を含めた地域の機能を維持・振興するために、各地方自治体における中小企業対策費の適正

規模の確保を図り、各中小企業団体の安定的運営と中小企業経営指導員の待遇改善を実現します。

●創業・経営革新・事業承継などに関するファンドの強化や、各種相談窓口の強化など総合的な支援を拡充し、地域の小規模企業の経営力の強化を図ります。

●金融支援・税制支援・経営支援など、中小企業への支援策にかかる行政書類の半減をめざします。

中小企業の資金繰り対策と貸し渋り防止

●中小企業への貸し渋りの監視など民間金融機関による資金供給の円滑化を図るとともに、経営計画や経営者、企業の組織などを総合的に検討して融資する「リレーションシップバンキング」の一層の取り組みを進めます。●緊急保証制度・セーフティネット貸付制度の十分な枠の確保を図り、中小企業の立場に立った運用のため、無担保保証枠の拡大など、資金繰りの柔軟かつ積極的な対応を図ります。

●日本政策金融公庫による、雇用調整助成金の支給までの間の「つなぎ融資」の積極活用を図ります。

●新会計基準対応（資産除去債務）における中小企業への負担軽減措置を図ります。

●景気後退や金融不安により、民間金融機関による中小企業への融資姿勢が慎重になる中、2007年10月に導入された責任共有制度の効果と影響について検証し、必要に応じてその在り方を改善します。

金融仲介機能が発揮できる金融行政の強化

●中小企業等への円滑な資金供給など金融仲介機能が正常に機能するよう検査・監督を強化するとともに、自己資本比率の低下等により金融機関の与信能力が低下することを防止するため金融機能強化法の積極的な活用等を進めます。

中堅企業・大企業支援

●地域経済の下支えのため、地域力再生機構（企業再生機構）の早期設置を図り、地域企業の再生の円滑化を進めます。

●日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の危機対応業務による機動的な対応により、中堅・大企業の資金繰りについても円滑化を図ります。

●商工中金に企業再生ファンドへの出資枠を創設し出資損を政府が補てんするなど中堅企業再生を支援するとともに、中小企業整備基盤機構から中堅企業の再生ファンド向け出資ができるように、中小企業基本法による「中小企業」の定義を拡大します。

全国で新たな事業活動を促進

●産業活力再生支援や企業立地促進などで地

域の雇用を確保し、活性化を進めます。また、産業集積形成支援などで中小企業の研究開発支援などを推進します。

●マンガ、ゲーム、アニメ、映画、デザイン・ファッションなど、価値を生産するコンテンツ（クリエイティブ）産業を日本経済の一翼を担う産業として位置付け、抜本的な支援強化に取り組みます。

◆著作権取引支援システムの構築
◆プロデュース人材の育成や事業化支援
◆コンテンツ技術開発の促進
◆ファイナンスや販路開拓等海外展開支援
◆国際共同製作案件への支援 コンテンツ取引市場作り支援

◆人材流出防止や海賊版防止
●ゲーム・ソフトウェアなどさまざまな知的資産によって、国外への情報発信を応援します。

●中小企業と農林漁業者との連携（農商工連携500件）や、地域の技術・農林水産品・観光資源などの地域資源を活用した新事業の創出（地域資源活用プログラム1,000件）、異分野の中小企業同士が連携して創出する新事業（新連携1,000件）など、新しい成長をもたらす取り組みを積極的に支援します。

●農商工連携や地域資源を活用した新商品の開発・販売促進への支援（百貨店における地域製品の販売スペースの設置、海外見本市における出店・商談会開催など）を推進します。また、農商工連携における林業分野の連携（国内材の活用と地域活性化）を強化します。

●ものづくり中小企業の人事や技術の基盤の強化を図ります。（金型等の基盤技術の研究開発支援、試作品の開発支援、企業OBの中小企業への就職マッチング支援、研修事業等）

●中小企業向けの安価な財務会計ソフトウェアサービスや、「e物産市」の創設など、ICTによる地域・中小企業の活性化を図るため、ICT利活用支援やICTユーザーとICTベンダ間の連携支援などで地域サービスや各種産業間のネットワーク化を支援します。また、ICTを活用した新たなビジネスモデルの展開を支援します。

●中小・小規模企業にとって操業しやすい、家賃方式、安価、短期間契約の「まち工場団地」を再整備します。

●植物工場の普及拡大のために、省コスト化に向けた実証研究などの導入促進を図るため、蛍光灯をLED照明に切り替える際の導入補助や、独自の表示制度など関係法制を整備します。

●エンジェル税制の活用やベンチャーファンドの拡充など、ベンチャー企業に対する資金調達や経営支援の強化を図ります。

地域における社会的活動の支援

●少子高齢化、医療、環境問題など社会的課題をボランティアではなくビジネスで解決する活動（社会的企業）は、雇用機会の提供、地

地域活性化・新たな働き方の提示等の大きな潜在力を持つ今後育成されるべき分野と位置付け、以下の取り組みを推進します。

- 社会的企業の認知度を高めるためのキャンペーン活動の展開など、社会的企業の普及、啓発の推進

- 収益性が低い活動を支えるための、金融機関からの資金調達の円滑化

- 大学等に専門的な教育プログラムを構築することを促すなど、社会的企業を担う人材を育成

- 社会的企業の多くを占めるNPO法人による中小企業施策の活用拡大

- 資金調達等を容易にするなど、国や地方自治体による社会的企業の信用力補完制度の創設

中小企業の各種相談の充実と事業再生

●融資相談・経営相談・販路開拓・再生支援など相談内容ごとに複雑化した経営課題解決のために、地域力連携拠点など中小・小規模企業に対するきめ細かな支援を行う一本化された相談窓口を拡充し、一層充実したワンストップサービスの提供を図ります。

●事業承継にかかるワンストップサービスを提供する「事業承継支援センター」による使い勝手の良い事業承継制度の運営を図ります。●中小企業再生支援協議会の機能を強化するとともに、改正産業活力再生特別措置法の活用等により地域経済を支える中小企業の事業再生支援を強化します。

●中小企業の事業再生のために必要な資金を供給する環境を整備するとともに、再チャレンジに関して気軽に利用できる相談窓口の拡充を図ります。●下請中小企業の相談体制の拡充や、下請代金支払遅延防止法の運用強化などの下請取引の一層の適正化により、下請中小企業支援を総合的に実施し企業規模別や業種別の格差是正を図ります。

●起業のためのすべての諸手続きをインターネットでできるワンストップサービスを実現し、開業率が廃業率を上回る「再チャレンジ社会」を実現します。

地域コミュニティを担う商店街を応援

●地域コミュニティの再生や地域経済の振興を図るため、中小小売商業振興法や地域商店街活性化法、中心市街地活性化法などの関係法制を抜本的に見直し、ソフト・ハード両面にわたる商店街ならびに中小小売商業者への総合的な支援の拡充を図ります。

●地域コミュニティを担う中核的存在である商店街支援のため、低炭素社会や安心・安全、少子高齢化などの地域社会の課題に対応する商店街の取り組みを支援する中小商業再生事業予算の確保と増額を図ります。

●空き店舗対策などの商店街整備事業に取り組む商店街振興組合等に土地を譲渡した場合

特別控除の適用要件の緩和を図ります。

●空き店舗を活用した地域物産展の開催や子育て支援施設の設置をはじめとした地域住民に役立つ取り組みの支援など、商店街を地域コミュニティの顔として住民が憩える場所に再生します。

●全国商店街支援センターの活用により、商店街活性化のための人材育成、ノウハウ提供の推進を図ります。●各種条例の制定などにより、スーパー・百貨店・量販店など進出した大型小売店の地域商店街活動への参加を促します。

新現役人材の支援と若手技術者への継承

●高い能力と経験を持つベテラン人材が第一線を退いた後（新現役人材）もその力を活かして企業や教育の現場で活躍し続けられるよう、人材の発掘やマッチングを行う地域拠点を拡充します。また、新現役人材データベースの登録数3万人をめざすとともに、企業ニーズの掘り起こしと新現役人材とのマッチング事業を積極的に支援します。

●中小企業のベテランの技能・技術を若手技術者が継承しやすくするため、産学連携製造中核人材育成事業により大学・高専等の教育機関で100講座を開設し若手人材を育成します。

●地域コミュニティを活用して団塊の世代が新たに活躍できる場を提供するなど、地域の経済発展と安定的雇用を確保するため、適切なワーク・ライフ・バランスを図り、各種人材の育成と活用に視点を置いた取り組みを行います。

●英国で導入されている「ギャップイヤー」制度を日本でも導入し、大学合格後1～2年間、中小企業やボランティアを経験できるようにするとともに、新卒一括採用方式の見直しを進め、多様な職業選択が可能な社会を構築します。

●職人見習期間の賃金支払への助成制度創設や、職業学校授業料の減免など伝統工芸品の後継者育成策を充実します。●経験・資金不足のために優れたアイデアを活かしきれない学生起業家を、相談支援や資金援助の充実でバックアップします。

経済基盤強化へ、中小企業の知財活性化策

●研究力・開発力・信用力の向上など中小企業の経営基盤の強化に資する知的財産の活用を促進するため、法整備や税制措置などのインフラ整備を戦略的に行い、創造・活用・保護など知的財産活用促進のための総合的支援を強化します。

●経営基盤の弱い事業者による知的財産の創造のため総合的な支援策を講じるとともに、技術およびビジネスモデル等における知的財産権の獲得と確保に向けた軽減措置に取り組みます。

知的財産権の発掘・強化・拡大に向けた産学連携モデル事業の推進を図るとともに、共同研究の成果を迅速に事業化に結びつける仕組みを整備します。

●知的財産権の発掘・強化・拡大に向けた産学連携モデル事業の推進を図るとともに、共同研究の成果を迅速に事業化に結びつける仕組みを整備します。

中小運送業などへ、原油高対策支援

●中小トラック運送業における下請け・荷主適正取引推進や、燃料サーチャージ制の普及・徹底のため、経団連をはじめ荷主団体等への強力な協力要請を進めます。

下請け・官公需対策

●下請代金支払遅延等防止法の改正ならびに執行強化、下請適正取引推進ガイドラインの活用、下請企業の相談受付体制の充実など、下請企業に過度な負担となっている取引慣行を是正します。

●地域建設業に対する総合評価制度を異業種にも適用できる制度を創設し、国や自治体の調達における地域中小企業の受注機会の拡大を図ります。

国民目線での独占禁止法等の適切な運用

●不当廉売や優越的地位の乱用などに対する課徴金や罰則の強化を受け、国民目線での運用を図るためのガイドラインを策定します。また、将来的には公平かつ公正で、健全な企業活動を確保するための透明性の高い審判制度の構築を図ります。

●新たな商取引の在り方に見合う独占禁止法・下請法等の適切な運用のため、マンパワーの確保に努めます。

低炭素社会の構築へ向けた新エネルギー戦略

新たなエネルギー戦略を構築

●原油高騰など国民生活を圧迫するリスクを回避し、エネルギーの安定供給に向け、エネルギー自給率目標の設定など新たな中長期の目標を含めたエネルギー戦略を構築します。

資源外交の推進と資源市場の安定化を

●石油・天然ガスに加えレアメタルなどの各種資源を含めた広範な産出国と消費国間の対話の一層の推進や、商品取引市場の透明性の確保など原油等資源市場の安定化への取り組みで、価格の安定化を図ります。

「資源大国」をめざした取り組み

●わが国近海に存在するメタンハイドレート、海底熱水鉱床の実用化に向けた取り組みを進め、わが国の資源・エネルギーの海外依存度の引き下げを実現します。

●都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略、水処理技術の国際展開の強化などによる「資源大国」の実現をめざします。

●森林や下水汚泥などバイオマスの活用によ

エネルギー利用や、海洋資源、海中資源の抽出等によるレアメタル等の獲得施策を推進し、ニュービジネスの展開を図ります。

●エネルギー利用や、海洋資源、海中資源の抽出等によるレアメタル等の獲得施策を推進し、ニュービジネスの展開を図ります。

厳格な原子力発電運用で住民理解と安全を確保

●エネルギー安定供給と地球温暖化対策の推

原子力発電の安全性の確保しつつ稼働率を上げるなど適正に推進します。

●原子力発電所の安全審査を厳格に行うとともに、新耐震指針を踏まえた耐震バックチェックの厳格運用など安全性を向上させるための新検査制度を導入し、地域住民の理解と安全を確保します。

原子力発電の一層の安全性の強化を図るため、事故情報の迅速な開示など事業者の体質改善を一層促進します。

●世界でトップレベルにあるわが国の原子力安全技術を展開することを通じて、原子力の平和利用や安全ネットワークの構築にリーダーシップを発揮します。

情報通信技術（ICT）による経済の底力発揮

ICT産業のグローバル化の推進とICT産業の成長促進

●わが国の優れた情報通信技術（ICT）産業分野について、アジア地域に重点をおいたグローバル展開を積極的に進めるとともに、「グリーンICT」の推進や研究開発人材育成などに取り組むことで、ICT産業の市場規模の倍増をめざします。

デジタルコンテンツ市場の拡大

●わが国が強みとする放送コンテンツの流通促進を図ります。

国民電子私書箱構想の推進

●国民が自らの年金記録などの情報を入手・管理することができ、また、幅広い分野で24時間簡単にワンストップの行政サービスを利用することができる「国民電子私書箱」構想を推進します。

地上デジタル放送への円滑な完全移行の実現

●2011年7月の地上デジタル放送への円滑な完全移行に向けて、デジタル受信機やチューナーの国民への一層の普及促進を図ります。また、地形や建造物等によるデジタル難視聴対策を推進します。さらに、適正な廃棄・リサイクルの一層の推進など、環境に配慮した取り組みを行います。

デジタルディバイドの早期解消

●「ブロードバンド・ゼロ地域」の解消の早期実現、ブロードバンドと防災・医療等の公共的アプリケーションとの一体的整備を推進します。さらに、携帯電話がつかない地域の解消をめざします。

携帯電話のさらなる利便性の向上と料金引き下げ

●携帯メールアドレスの持ち運び等により、さらなる利便性の向上を図るとともに、携帯電話料金の引き下げをめざします。

ICTによる安心・安全な地域社会の実現

●ICT関連技術を活用して、遠隔医療、児童・高齢者見守り、防災情報提供などの取り組みを推進し、地域住民が安心・安全を実感できる環境をめざします。

テレワークの推進

●子育て中の女性、障がい者等の就業機会の拡大、ワーク・ライフ・バランスの実現等の観点からテレワーク（ICTを活用した場所と時間に制約されない柔軟な働き方）の普及拡大を推進します。

高度ICT人材の育成

●ICTに関する技術や利活用方法を理解し、高い付加価値を創造できる高度ICT人材について、産学官連携によりその育成拠点の形成を図ります。

情報バリアフリーの推進

●高齢者・障がい者が使いやすい情報通信機器・技術の開発およびサービスの提供の促進等により、ユニバーサルデザインの普及促進を実施するとともに、字幕放送・解説放送等をも普及・促進します。

グリーンICTの推進

●ICTの利活用で、エネルギー管理や道路交通システム、生産・消費の効率化などを進め、CO₂削減を図ります。また、ICT産業自体の省エネルギー化も推進します。

電子行政クラウドの推進による行政の効率化

●クラウドコンピューティング技術などを活用し、中央省庁の保有する情報システムのハードウェアの統合化・集約化などを図り、中央省庁の情報システム経費を削減します。また、地方公共団体の保有する情報システムについても統合化・集約化を推進します。

※クラウド：ユーザーが自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいネットワークの利用形態（クラウド=雲）

医療分野におけるICT利活用による医療の質と安全性の向上

●地域の医師不足などの問題に対応するとともに、全国で質の高い安全な医療を受けるこ

高度ICT人材の育成

●ICTに関する技術や利活用方法を理解し、高い付加価値を創造できる高度ICT人材について、産学官連携によりその育成拠点の形成を図ります。

情報バリアフリーの推進

●高齢者・障がい者が使いやすい情報通信機器・技術の開発およびサービスの提供の促進等により、ユニバーサルデザインの普及促進を実施するとともに、字幕放送・解説放送等をも普及・促進します。

グリーンICTの推進

●ICTの利活用で、エネルギー管理や道路交通システム、生産・消費の効率化などを進め、CO₂削減を図ります。また、ICT産業自体の省エネルギー化も推進します。

高度ICT人材の育成

●ICTに関する技術や利活用方法を理解し、高い付加価値を創造できる高度ICT人材について、産学官連携によりその育成拠点の形成を図ります。

情報バリアフリーの推進

●高齢者・障がい者が使いやすい情報通信機器・技術の開発およびサービスの提供の促進等により、ユニバーサルデザインの普及促進を実施するとともに、字幕放送・解説放送等をも普及・促進します。

グリーンICTの推進

●ICTの利活用で、エネルギー管理や道路交通システム、生産・消費の効率化などを進め、CO₂削減を図ります。また、ICT産業自体の省エネルギー化も推進します。

魅力ある農林水産業の再生

世界的な食料需給が逼迫傾向を強める中で、わが国においては食料自給率の低さや農業従事者の高齢化など課題が山積しています。こうした課題に対応するため、安定した食料供給力の確保と、将来にわたって持続可能な農業への改革が求められています。公明党は、食料安全保障の確立に向けて国内の食料供給基盤を強化するとともに、農林水産業が産業として自立するための構造改革を推進します。また、農林水産業を魅力ある仕事としていく環境づくりと農山村の生活環境の整備を進めます。

活力あふれる農業の再生へ向けて

食料安全保障の確立

●食料安全保障を確立するため、食料安全保障に関する国の基本方針を策定します。国内の供給力の向上のほか、輸入食品の安定確保を図るための国際ルールの確立や国外農業への投資、備蓄の充実など総合的な取り組みを行います。

●当面は、食料自給率を金額ベースで80%、カロリーベースで50%程度に引き上げることをめざします。

●国内の食料供給基盤を強化するために、食料安全保障特別予算枠を創設します。

●国内における食料供給力を確保するために、水田・畑作経営の戦略作物について地域ごとの再生産価格を確保する経営セーフティネットを構築します。

●具体的には、生産を下支えする直接支払い（主食用米の場合1.5万円/10a）と、農の多面的機能を評価した環境直接支払い、加えて経営安定対策における生産費の算定基準を地域ごとの再生産価格に見直す3階建ての仕組みにより米価下落にともなう水田作の収入変動対策を充実します。

●輸入への依存度を引き下げするため、麦・大豆等への支援を拡充するとともに、米粉用・飼料用など新規需要米への支援を充実します。また、飼料米や食品残さを加工処理した飼料「エコフィード」などの自給飼料の利用拡大を図ります。

●中山間地域等直接支払の恒久化等により、条件不利地域での農業を支援します。

●農の多面的な機能の保全と向上を図るため、農地・水・環境保全向上対策を大幅に拡充し、水田等における環境改善の多様な取り組みを支援します。

●国産農産物の需要拡大に向け、地産地消の推進や消費拡大キャンペーンの実施などを推進するとともに、米飯給食の拡大や災害用の非常用保存食・アルファ化米の備蓄を推進します。

●気候変動の影響による農作物の高・低温障害による被害を最小限に抑えるため、高・低温障害に関する情報の提供や育種戦略の立案など対策を講じます。

●消費者に的確な情報を伝えられるようJAS法改正などで食品の不正・虚偽表示対策を強化するとともに、加工食品等の原産地表示の充実を図ります。また、食品へのトレーサビリティーシステム（生産流通情報把握シス

テム）の導入を促進します。

●農場から消費にわたる食の安全性向上のため、生産段階でのGAP（農業生産工程管理手法）や、製造段階でのHACCP（危害分析・重要管理点）手法の導入を支援します。●海外の食料援助等にミニマムアクセス米や国産の備蓄米を活用し、世界の食料安全保障の確保へ貢献します。また、援助向けの備蓄米については、備蓄制度を棚上方式に転換します。

野菜・果樹・花き農家などへのセーフティネットの構築

●農業経営のリスク対策として、予測し難い収入変動に対処するため、価格下落時の収入を補てんする野菜・果樹・花き農家への積立型の収入保険制度を創設します。

●野菜、果樹、花き等の経営について、土壌管理や共同環境整備などを要件とした環境支払いを導入します。

畜産・酪農対策

●国内の畜産生産基盤の維持・拡大のために、肉用子牛補助金や肥育牛経営安定対策・養豚経営安定対策など、現行の畜種別経営安定対策をより充実・強化します。

●国産牛乳の消費拡大対策と乳製品の国産シェア拡大のために、チーズや生クリーム向けなどへの支援対策を充実・強化します。

●家畜伝染病対策の強化を図るために、家畜伝染病予防法を見直します。

地域別農業の支援

●地域特産品など地域の取り組みを支援するために、地域の自主裁量を尊重した、新たな産地確立交付金制度を新設します。

●地域の農地の受け手の状況に応じて営農規模拡大を支援するため、農地集積につながる農地の賃借に対して交付金を支給します。●食品産業と農業の連携強化による地域経済の活性化を図るために、農商工連携事業の推進や植物工場の普及、設立を支援します。

担い手育成、女性農業者支援

●新規就農者等の参入や、農業者の新たな取り組みを支援するため、返済免除特別付チャレンジ農業融資制度を創設します。例えば、5カ年計画等で黒字を達成した営農者には貸付額の一部を免除する特例を設けます。●女性農業従事者が、出産、育児を行う一定期間の国民年金の納付を免除する特別措置を検討します。

●農業法人や家族農家が、新たな担い手を育成するために訓練として受け入れる場合に補助金を支給する実践研修制度を拡充します。●世界のマーケットに目を向けた農業者や、国際的な食料問題の解決に貢献する人材の育成を図るため、海外での農業研修制度を充実し、農業者の多国間交流を推進します。

農産物の輸出促進

●農産物輸出を促進するため、相手国の安全性等の検疫基準に対応した検疫体制を整備します。

●コーディネーターの育成により、意欲ある農業者に対する輸出コンサルティングなどの支援を充実します。また、商社と農業者のマッチングによる輸出支援を充実します。

秩序ある農地利用の推進

●優良農地の保護と秩序ある土地利用を推進するために、境界の明確化と共有化を進め、貸出農地や賃貸料等に関する情報について、更なる運用体制の充実を図ります。

都市農業の振興

●都市にあって多面的な機能を担う都市農業が持続可能なものとなるよう、都市農業振興法の制定を検討します。

●生産緑地における現行の相続税の納税猶予制度は維持します。

●都市近郊の市民による都市農園ニーズの高まりに対応するために、市民農園・農業体験農園の整備を推進します。

●国有・公有農地の活用制度を創設します（物納農地の活用）。

海洋水産資源の持続的利活用に向けて

●海藻や鉱物などの未利用海洋資源を活用した機能性食品、医薬品、化粧品、エネルギーの開発促進など、総合的な政策を進め、海洋立国をめざします。

●TAC（漁獲可能量）の決定プロセスの改善や対象魚種の拡大などによって、漁業資源の適切な管理と秩序ある利用をめざします。

●排他的経済水域におけるフロンティア漁場整備事業など、資源の回復を促進するための施設整備を実施することにより、環境に調和した水産業を展開し、水産資源の生産力向上を図ります。

●重要な水産資源を積極的に増やすために、広域的に連携した取り組みを通じて海域レバ

ルでの適地放流を行うなど、海域の特性に応じた安定的な栽培漁業を推進します。

●水産エコラベルの取得、地域ブランドの推進、海外の販路拡大などにより、水産物の価格形成力を強化するとともに、円滑な流通の実現によって魚価の安定を図り、安全で良質な水産物の安定供給をめざします。

●新規就業者のための地域協議会や青年漁業者の中核的漁業者の育成などにより、担い手漁業者に対する支援を強化します。

●地元農水産物の直販施設である「フィッシャーマンズ・ワーフ」などの整備や地産地消の推進、学校給食での利用などにより需要拡大を図ります。

●藻場・干潟などの漁場造成を行うとともに、大量発生するクラゲや、漂流漂着物、漁業系廃棄物の対策を強化します。

●有明海再生について、干拓堤防の長期開門調査のための環境アセスメントを実施し、その結果に基づき、開門調査を含め、今後の方

策について関係者の同意を得ることを前提として適正に対応します。

持続可能な林業の再生に向けて

●京都議定書の目標達成のために不可欠な森林による吸収量を確保するため、年間55万haを目標に間伐の実施を推進し、製材・合板用の国産木材の消費拡大と農山村におけるバイオマス活用を推進します。

●国産材の需要拡大に向け、「木づかいカーボンストック減税」（住宅に一定量の木材を使用した場合に税額控除）等を導入します。また、国内クレジット制度と連動し、森林整備を支援するカーボン・オフセット（CO₂排出の埋め合わせ）を推進します。

●木材の供給力を向上させるために、定額助成による林道・作業道の路網整備を推進するとともに、リース方式による高性能林業機械の利用拡大を推進します。

日本の豊かな未来像を描く、国土形成

確実な景気回復を図り、人口減少の中で安定した成長を確保するとともに、低炭素社会を構築する中で、“活力”“安心”“ゆとり”ある地域生活を確立するため、新たな時代の新たな国土形成をめざします。

そのために、道路整備計画からのムダの排除などに取り組みつつ、国民目線に立った真に必要なとされる国土の「利用」「開発」「保全」の重要性を踏まえ、「経済成長と活力の確保」「特性を生かした地域の発展」「文化と景観、観光の推進」「暮らしの安全と安心」「低炭素社会の構築」に貢献する諸施策を実行します。

また、JAL問題や八ツ場ダム問題など、民主党政権では地域や生活現場の意見を反映した政策決定が行われていません。たとえば八ツ場ダム問題については科学的検証・経済的検証を行ったうえで、民主主義的手続きによった地元住民や自治体の合意を確立し政策判断を行うなど、生活現場の声を政策に反映します。

経済成長と活力の確保

地域経済の活性化

●公共工事の入札契約制度改革を進め、公正公平な建築土木市場の構築を図ります。また、地域経済を活性化し地域の防災に貢献する地域建設土木業の経営基盤の強化を図るために、総合評価制度の機動的な運用で地元企業への優先発注を実現します。

●老朽化した社会資本ストックの保全事業、学校の耐震化、地方道路の整備などの遅れ発注の早期是正を行います。また、経済成長の達成と低炭素社会の構築をめざし、真に必要な社会資本整備の推進として未整備の高速道路や東京外環道等の3環状道路のミッシングリンクの早期結合を図ります。ゲリラ豪雨対策として、中小河川、都市部河川の整備を前倒しして推進します。

21世紀型公共事業の推進

●高度経済成長期に集中投資した社会資本ストック（道路・河川・下水道・港湾・公営住

宅など）の老朽化に対応する長寿命化計画の策定や、予防保全などを計画的に実施する戦略的な維持管理体制を構築し、安全・安心の確保とライフサイクルコストの低減を図ります。

●学校など公共施設の耐震化や太陽光発電装置の設置、介護施設の拡充など、国民生活に真に必要な公共事業を推進します。

●すべての社会資本ストックに対する非破壊検査技術の導入や、ICタグと人工衛星が連動したセンシング技術の積極的な活用などにより、適切な予防保全管理を可能とする体制整備と技術開発を進めます。

中古住宅市場などの活性化

●中古住宅市場の流通量を3倍に増やします。◆リフォーム工事保険などの各種保険制度の創設

◆住宅リフォーム融資制度の拡充

◆中古住宅の価値を目利きする「ホームドクター（ホームインスペクター）制度」の創設

●中古住宅市場の流通促進と長期優良住宅

●森林所有者の負担なしで間伐を可能にする定額助成制度を普及するとともに、持続可能な森林経営をめざした提案型集約化施策を推進します。

※提案型集約化施策：複数の森林所有者に対して、森林組合が一体的に伐採などの施策を提案し実行すること

●効率的かつ多様な森林施策に精通したリーダーを育成するため、「緑の雇用」制度などの人材育成事業の充実を図り林業の担い手育成を支援します。

●地球温暖化の防止や、水源のかん養、生物多様性の保全などの森林の多面的な機能を確保するため、複層林化や針広混交林化等を推進するとともに、再造林の促進を図ります。

●再生可能な有機性資源であるバイオマスの利用を総合的に推進するための環境を整備します。特に、年間2,000万m3に上る林地残材をバイオマス等で活用するため、木質ペレットなど木質バイオマス利用を促進します。

●住宅の省エネ性能向上を図るため、住宅の設計図や修繕記録などを記した「家の履歴書」の整備を図ります。

●マンション管理適正化法の拡充により、マンションの適切な管理や老朽マンション再生の促進を図ります。

●住宅金融支援機構による住宅ローンの拡充や、既往債務の返済条件の緩和、ノンリコースローン（担保不動産価値を上回る返済のない融資制度）が提供される仕組みの構築など、住宅金融の拡充で住宅市場の活性化を促します。

安心安全な住宅供給と生産性向上の両立

●新築や、リフォーム・バリアフリーなどの改修工事において、安心安全な住宅の供給と住宅建築市場の活性化を図るため、建築基準法の一層の整備や機動的な運用を行います。特に、耐震偽装を未然に防ぐ厳格な建築制度の確保と建設業の生産性向上の両立をめざし、構造計算適合性判定の円滑化を図るな

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

ど、建築確認手続きのスピードアップを図ります。また、住宅建築にかかる速やかな紛争処理を行う機関の設置と、詐欺対策、悪徳業者対策に取り組みます。

「建築基本法」の制定

●建築関係者をはじめ広く国民が共有できる質の高い建築物の整備に向け、目標や基本理念、関係者の責務を定める「建築基本法」（仮称）を制定します。

P F I 制度の積極的活用

●P F I 制度（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法）の一層の活用を促し、コストパフォーマンスの高い（低コスト高サービス）公共サービスを提供します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

特性を生かした地域の発展

新たな交通総合システムを構築

●道路に対する国民ニーズの多様化を踏まえ、コンパクトなまちづくりを推進するとともに、自動車中心の道路の在り方を転換し、歩行者や自転車が安全・快適に通行できるよう、既存道路の歩行者専用道路への転換、トランジットモール（一般車両を制限して歩行者・自転車・公共交通機関に開放された道路）等の新しい専用道路概念の導入など生活に密着した人間重視の道路整備を推進します。●鉄道・自動車・船舶・航空などの各種交通機関の特性と地域ニーズに的確に対応し、低炭素社会に資する新たな交通総合システムを構築するとともに、地域間格差を是正する交通ネットワークの整備を着実に実行します。●L R T（低床式路面電車）の整備や地方鉄道の再生、低床バスの普及など、地域の公共交通機関の整備促進を図ります。●整備新幹線を着実に整備し人材交流や地域間連携の確保・強化を図ります。また、超伝導リニアの早期実用化を図るため所要の措置を行います。

●国際空港のハブ（拠点）機能や中枢港湾の機能の強化により、国際競争力の回復を図るとともに、モーダルシフト（トラックや航空機による輸送から、環境に与える負荷が小さい鉄道や海運などの輸送手段に転換すること）を進めます。●地方路線・離島路線に対する支援の拡充など地域の特性とニーズに見合う空港機能の強化や、利便性の高い航空政策の展開を図ります。また、空港と空港関連企業との経営の一体化や民営化などにより、効率的な航空インフラの構築・維持管理をめざします。●既存の高速道路ネットワークの効率的な活用を図るとともに、スマートインターチェンジ（高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップに設置するE T C専用のインターチェンジ）の整備を促進します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

●公共交通事故を未然に防止するため「公共交通安全対策総点検」（仮称）を実施するとともに、運輸安全委員会の厳格かつ果断な運用を行います。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

新たな高速道路料金体系の構築

●受益者負担の原則を堅持しつつ、物流の効率化を図るため高速道路料金をさらに引き下げます。●現在の高速道路料金割引制度の恒久化をめざします。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

都市再生、コンパクトシティの推進

●都市基盤のインフラ整備や、地域の特性を生かしたソフト面の整備を支援します。また、優良な民間都市開発を支援するため、民間資金やノウハウを活用して都市再生・地域活性化関連施策を推進するとともに、政府系金融機関ならびに民間都市開発推進機構による資金繰り支援を実施し、事業の活性化を促します。●医・職・住・遊など日常生活の諸機能を集約したコンパクトシティを推進し、歩いて暮らせる安心で快適な生活圏の形成と低炭素化を図ります。●歩行者、自転車、自動車の安全な通行環境を確保するため、道路空間の再配分等により自転車専用の走行空間を新たに1,000路線で整備するとともに、駐輪場の整備を図るなど快適な自転車利用の普及に努めます。●市街地幹線道路、歴史的町並保全地区、観光地などの無電柱化事業に取り組みます。併せて沿道の植樹を進めます。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

過疎地域など条件不利地域へ配慮

●離島・半島・豪雪地帯・山村地域などの条件不利地域の生活基盤整備を推進します。◆フェリー等の運賃の低減などの離島航路対策により島嶼（しょ）地域の生活コストを低減

◆コミュニティバス、デマンド乗合いタクシー、福祉タクシーの倍増

◆地方の赤字バス路線などの維持のための公共交通に対する公的助成

暮らしの安全と安心

防災・減災対策を強化

●地球温暖化にともなう気候変動による集中豪雨や土砂災害、風水害、地震、津波・高潮、豪雪対策など防災・減災対策を推進、強化します。●海抜ゼロメートル地帯等における海岸保全施設の老朽化・耐震化対策、中小河川の治水対策、土砂崩れ対策、緊急物資の輸送に資する臨海部防災拠点の整備を推進します。●局地的集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる洪水予測の強化や情報伝達の迅速化を図るとともに、避難経路確保や緊急災害対策派遣隊を拡充・強化します。また、被災者生活再建

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

支援法等、災害関連法制の一元的運用にむけた体制を構築します。

●災害によって障がい等を負った地域住民等に対し、メンタルケアの充実などソフト面からの支援を拡充します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

耐震化を加速

●今後10年間に住宅700万戸、学校や病院などの特別建築物5万棟とその他建築物50万棟について、建て替え・リフォームなどで耐震化を進め、2020年までにすべての住宅・建築物の耐震化をめざします。●2020年までに全国の密集市街地で救急車・消防車の進入可能な暫定進入路確保事業を完了させるとともに、同地域のリノベーション（既存建物を大規模改装し耐震性や省エネ性能などの用途や機能を高度化し建築物に新しい価値を加えること）を加速化します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

バリアフリーの推進

●すべての駅ならびに周辺地域のバリアフリー化を実現するとともに、一定基準以上の駅で鉄道ホームドア（可動式ホーム柵）の設置を推進します。●全国に600カ所ある「開かずの踏切」を、高架化や拡幅、横断歩道橋、交通迂回などによって2016年までに100％解消するとともに、「賢い踏切」を導入するなどスムーズな交通網を整備します。

※「賢い踏切」：急行・各停など列車の速度の違いを判断して、警報開始時間を最適化する踏切。これにより待ち時間の短縮につながる
●ビルやマンション等のコンクリート建築物、エレベーターやエスカレーター、遊園地の遊具施設などの建築構造体の適切な維持管理を行うため、非破壊検査技術の導入による工口検査の技術開発と検査体制を確立し建築物の安全を確保します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

住宅セーフティネットの確保

●民間や公共住宅の空き家をリフォームし、非正規労働者や年金生活者、子育て世帯、新婚世帯などの住宅困窮者に、低家賃で提供する「セーフティネット住宅」を100万戸整備します。●高齢者等の持ち家を借り上げて、子育て世帯等に転貸する「住み替え支援事業」を幅広く展開します。また、リバースモーゲージの普及を促進します。

※リバースモーゲージ：高齢者等が持ち家を担保に自治体や金融機関から融資を受け死亡時に一括返済する制度

●良質な民間賃貸住宅の供給や賃貸に関わる紛争の防止など、適正な民間賃貸住宅市場を整備します。

●介護サービスや生活支援サービスを24時間365日受けられるよう、ケア付きの高齢者向け賃貸住宅を2014年度までに新たに15万戸供給します。また、公的賃貸住宅団地に医療・介護・子育てなどの施設を1施設以上

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

整備し、地域の福祉拠点として再生します。●高齢者にやさしい街づくりを進める「安心住空間プロジェクト」を一層推進し、高齢者向け民間優良賃貸住宅や公的賃貸住宅団地等に介護等の高齢者向け福祉拠点を一体的に整備します。また、民間賃貸住宅に高齢者福祉施設を整備するための助成制度を創設します。●保育サービス等を提供する子育て支援施設や障がい者福祉施設などが併設された公的賃貸住宅の整備を推進します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

公的住宅の整備促進

●地方公共団体による既存民間賃貸住宅ストックの借り上げ制度やP F I方式による公営住宅ストックの更新などにより、高齢者世帯・子育て世帯の家賃負担を軽減する住宅セーフティネット対策を強化します。●高齢者および障がい者が居住する公営住宅のバリアフリー化率を2015年度までに100％にします。また、民間住宅についても現行のバリアフリー改修税制の充実を図るなど高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境を整備します。●公的住宅の家賃減額措置等を拡充し、子育て世帯や年金生活者等の居住の安定確保に向けた支援措置を実施します。また、大規模地震災害対策や孤立死問題への対応など、団地居住者と周辺住民とのコミュニティを形成する地域交流福祉拠点を整備します。●公的住宅への定期借家制度の導入について、既存の住民の権利と暮らしを脅かすことのないよう、理解と協力に基づき適正に運用します。

低炭素社会の構築

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

環境保全型事業の推進

●公共事業の実施にあたっては、環境アセスメントの導入を推進し環境保全型事業を推進します。●地下水・下水再生水・雨水など眠っている水源を活用して、緑地の拡大や公園の整備、散水などヒートアイランド対策をはじめとした「水と緑のネットワーク」の保全・再生・創出に取り組みます。●湿地の再生、蛇行河川の復元、干潟・藻場の保全・再生、樹林地や里山の保全・再生などさまざまな自然再生を推進します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

省エネ住宅や省エネ建築の整備促進

●住宅投資を促す税制などにより、長期優良住宅の普及や既存住宅のリフォームを強力に促進し、住宅の長寿命化・省資源化を推進します。●住宅・建築物の高断熱化、高効率化機器やビル用エネルギー管理システム等の導入支援、屋上緑化・壁面緑化の一体整備の推進、エコハウス・エコビルの増加、エコ改修の普及を図り、住宅・建築物の省C O₂対策を推

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

進します。●屋上緑化や電線中化後の樹木設置などによる都市基盤整備の推進により、景観の形成と低炭素社会の基盤整備を進めます。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

省エネ交通システムの整備促進

●外部電源式アイドリングストップ冷暖房システムによる「エコトラックパーク」を実現します。また、船舶版アイドリングストップへの支援や荷役機械の省エネルギー化を推進します。●自動車整備工場におけるエコカー検査技術の支援を早急に行います。●サービスエリアや道の駅にプラグインハイブリッド自動車や電気自動車の急速充電装置の設置を推進します。また、高速道路の壁面への太陽光発電設置を推進します。●ヒートアイランド対策とゲリラ豪雨対策として、透水性・保水性に優れた自然土舗装材や廃コンクリートからリサイクルしたブロック材の活用と緑化による「エコ歩道」や「エコパーキング」の整備を推進します。

地域の活性化へ観光の推進

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

長期休暇の弾力的取得

●家族旅行や個人旅行による地域の活性化をめざし、大型連休の地域分散や学校長期休暇の分散化を推進します。●地域の歴史や文化、自然、景観に触れるエコツーリズムの積極支援など、子どもなどの情操教育の一助となる観光形態を支援します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

外国人観光客誘致へ環境整備

●外国人観光客を2020年までに年間2,500万人をめざし、人材育成や外国語表示の充実など外国人受け入れ体制を強化します。●燃料税や空港使用料の低減などで、オープンスカイに対応できる航空会社の経営基盤を強化するとともに、航空運賃の値下げに取り組み、国内観光の活性化を図ります。●成田・羽田空港間の移動を含めた一体的な24時間運用の実現や、利便性の高いトランジット（乗り換え機能）の整備など、ハード・ソフト両面にわたる環境整備を進めます。また、羽田―北京間の日中定期チャーター便の就航の推進など、アジア・ゲートウェイ構想を着実に具体化します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

その他

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

気象観測機能の強化

●基幹的広域防災拠点の整備と、災害緊急情報収集・伝達システムの構築によって、緊急地震速報や津波情報、土砂災害警戒情報など迅速かつ的確な防災情報の提供を図ります。地球温暖化に対応するため、陸・海・空あらゆる角度からの観測・監視を強化します。また、わが国における温室効果ガスや気候変動

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

に関する極端な現象の感知・予測体制を強化します。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

海上の安全確保

●国内海運事故を未然に防ぐため、A I S（船舶自動識別装置）を活用した航行支援システムの積極的運用による迅速かつ確実な情報提供など必要な措置を講じます。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

車の安全を確保

●車の安全を確保するため、事故損傷車両の修理にあたっては作業実態に即した作業指数の算定が行われるよう、指数算出の透明化および適正化を図ります。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

ドクターヘリの運航支援

●ドクターヘリの運航に対する支援の充実を図ります。また、ドクターヘリが空港以外で給油を行った場合の航空燃料税の軽減に取り組みます。

国土形成計画（国土形成法）による国土形成のイメージ

真の地方分権へ、地域主権型道州制を実現

公明党は、概ね10年後の「地域主権型道州制」導入に向け、地方の実態に即した施策を推進し、真の地方分権改革を断行します。国のカタチを大きく変え、21世紀にふさわしい効率的な政府を確立し、地域の活性化・充実した行政サービス、住民本位の地域づくりを実現します。

地域主権型道州制の導入

道州制の意義―地域活性化で日本を元気に！

●これまでの中央集権体制を根本から変え、中央政府の権限は国でなければできない機能に限定し、日本の各地域が、地域の生活や振興に関して独自の決定ができる権限を行使する「主権」を持つ「地域主権型道州制」を導入します。
●地域主権型道州制のもと、各道州がそれぞれの地域で潜在力を発揮し、活性化や国際交流のための拠点整備を行い、自立可能な経済構造を創造することにより、日本全体に活気をもたらします。
●中央の官僚が主導するのではなく、住民本位の地域づくりを行います。そのために自治立法権、自治行政権、自治財政権を備えた地方政府を確立します。
●地域主権型道州制の導入を進める中で、国の縦割り行政の解消や国と地方の二重行政の解消を図り、さらに、各道州による地域のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営を行います。

制度設計

●国、道州、基礎自治体の3層構造とします。
●基礎自治体の在り方について、福祉、教育など住民福祉を効率的に実施するため、一定の規模が望ましいところですが、原則として道州が判断することとします。
●国民生活に関する行政は、一義的に基礎自治体が担い、広域的な補完は道州が行うこととします。
●道州には道州議会を設け、道州の首長および議会議員は、その地域の住民による直接選

行動する国際平和主義

紛争への過度な介入は平和を遠ざけるだけです。座して平和を強調するだけでは何も生み出しません。現実を直視した「行動する国際平和主義」こそが、現行憲法の前文や9条の精神にかなうとの信念で、世界の平和実現に貢献する日本外交を展開します。

日米同盟の堅持で国民の安全確保

●日米安全保障条約を堅持し、日米関係を深化・発展させるなかで、日本の平和と安全をより確かなものとします。
●米軍再編は、抑止力の維持と基地の段階的整理・縮小をはじめとする地元負担の軽減を実現するとの考えを基本に、地元との緊密な

挙で選出します。

道州制移行の道筋

●内閣に「検討機関」を設置し、3年を目途に「道州制基本法」を制定します。
●概ね10年後から移行します。

国の出先機関の廃止・縮小

●国の出先機関について、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に基づき国と地方の役割分担を明確にしながら、事業の仕分けを行い、出先機関の廃止・縮小を大胆に実施します。そして国の事務・権限を大幅に地方に移譲します。道州制の導入の際には、ブロック別機関については、道州制への移行を含め大胆な見直しを図ります。

「義務付け・枠付け」の廃止と権限移譲

●地方分権改革推進委員会の累次の勧告を踏まえ、国が地方公共団体に対し事務の処理又はその方法を義務付けるいわゆる「義務付け・枠付け」を廃止し、権限移譲を進めます。

地方の税財源の充実

●自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の大幅縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の充実を図ります。

協議のもと、地元の理解を得ながら着実に実施します。
●弾道ミサイルから国民の安全を確保する手段として、BMDシステムの着実な整備に努めます。
※BMDシステム：弾道ミサイルを迎撃する防衛システム

市町村合併の推進

●市町村合併を進め、1,000の基礎自治体をめざします。

定住自立圏構想等の推進

●地方への人口定住を促進するため、中心市と周辺市町村が協定に基づき相互に連携する「定住自立圏構想」により圏域ごとに生活に必要な機能を確保するとともに、都市から地方への移住・交流を促進します。

第三者機関の設置

●地方分権改革推進委員会が終了したことを踏まえ、さらなる地方分権改革推進のため、政府に対し必要な勧告を行い意見を述べることができる第三者機関を設置します。

直轄事業負担金制度を廃止、地域視点の公共事業

●直轄事業負担金は、国と地方の役割分担を明確化し、最終的に廃止します。
●ムダな公共事業は即時廃止し、地域のニーズとコスト削減意識を持ちつつ、真に必要な社会資本整備を着実に実行します。また、策定から一定期間を経過した大型公共事業については大胆に見直し、必要に応じ計画打ち切りを断行します。
●地方自治体単位の基盤整備にとどまらず、地方分権を視野に、画一的な国土政策から地域の特性やニーズを反映する広域ブロックでの基盤整備による地域活性化を支援します。

●対人地雷の探知・除去がさらに進むよう、技術を活用した機材の開発、人材の育成、政府開発援助（ODA）を含めた財政支援を行うとともに、対人地雷除去と併せて犠牲者支援や開発援助を行うなど、世界の模範となる取り組みを進めます。

●武器貿易条約（ATT）の早期締結をめざし、小型武器を規制する国際的枠組みが構築されるよう取り組むとともに、被害の多発する国における武器回収の実施や復興のための開発などさまざまな支援を推進します。
●いわゆる「オタワプロセス」を活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。
※オタワプロセス：地雷廃止国際キャンペーン（ICBL）などのNGOが、対人地雷全面禁止に賛同する諸国と協力しながら条約交渉を行った結果、オタワでの対人地雷禁止条約が締結す

クアップ体制を構築します。地球温暖化対策の専門家や環境教育のリーダーを育成し、世界に輩出します。

●アジア諸国との経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）を積極的に推進し、アジア地域の経済統合を進めていきます。
●東南アジア諸国連合（ASEAN）を基軸に関係強化を進め、人材育成や留学生の受け入れ・国内企業での活躍促進等を図り、エネルギー問題協力、観光の振興、環境破壊や汚染拡大の防止など東アジア地域全体における広範な課題に取り組む東アジア共同体構想を実現します。
●緊急を要する国際救援活動のための資材などの保管場所をアジアの国に確保するなど、アジア近隣諸国の甚大な災害に対する国際救援活動に対応し得る派遣能力の充実を図ります。また、わが国のイニシアティブのもとに、各国間の緊密な情報交換・人的交流の促進、共同訓練の実施、民間との協力体制の構築などを推進し、各国が協力して対処するための枠組みを整備します。
●中国、韓国からの芸術家、文化人など民間人を積極的に招聘（しょうへい）する人的交流を推し進め、対日理解を促進します。

核兵器廃絶へ軍縮で世界をリード

●国際社会と連携し、核軍縮・核不拡散体制の基礎となる核不拡散条約（NPT）体制の強化を図るとともに、「核兵器禁止条約」を提案するなど、「核のない世界」の実現をめざします。
●包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効をめざすとともに、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の成立へ向けて、関係国政府・国際世論に対する働き掛けを強め、交渉の早期開始を図ります。
●クラスター弾禁止条約の批准国の拡大を進めるとともに、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みのもとで、米、露、中を含めた合意形成にリーダーシップを発揮します。
●対人地雷の探知・除去がさらに進むよう、技術を活用した機材の開発、人材の育成、政府開発援助（ODA）を含めた財政支援を行うとともに、対人地雷除去と併せて犠牲者支援や開発援助を行うなど、世界の模範となる取り組みを進めます。
●武器貿易条約（ATT）の早期締結をめざし、小型武器を規制する国際的枠組みが構築されるよう取り組むとともに、被害の多発する国における武器回収の実施や復興のための開発などさまざまな支援を推進します。
●いわゆる「オタワプロセス」を活用するなど、ジュネーブ軍縮会議の全会一致ルール原則を見直し、軍縮を推進します。
※オタワプロセス：地雷廃止国際キャンペーン（ICBL）などのNGOが、対人地雷全面禁止に賛同する諸国と協力しながら条約交渉を行った結果、オタワでの対人地雷禁止条約が締結す

るに至ったプロセスのこと
●平和の拠点島「沖繩」を世界に宣揚するため、国際機関の誘致をめざします。

国際協調で築く世界の平和と安定

●国連平和維持活動（PKO）への積極的参加で、国際平和協力を実のあるものとし、国際平和における日本の存在感を高めていきます。
●アフガニスタンおよびパキスタンの安定化に向けて、「ソフトパワー」を重視した民生支援・人道復興支援に積極的に取り組みます。そのために、さらなる文民派遣も含めて検討します。
●海賊対処法に基づき、海賊から人命・財産を守り、海上交通の安全確保を図るとともに、ソマリア沖の海賊問題の根本的解決を図るため、中長期的にソマリア情勢の安定化に向けた支援と沿岸諸国の海上保安能力の向上に貢献します。

ODAの積極的活用で「人間の安全保障」を推進

●経済的貧困、飢餓、麻薬、感染症から人間を守ることや、地球の環境保全、女性の地位向上、人身取引根絶、安全な水の供給など「人間の安全保障」分野にODAの20％を優先的に配分し、戦略的に活用します。
●ODA予算の5％を海外で働く日本の非政府組織（NGO）へ還元するとともに、その人的基盤への支援体制を強化します。
●イラク、アフガニスタンへの復興支援を着実に進めるために、ODAを有効に活用し、医療、教育、通信・放送、地雷・不発弾処理などを促進します。
●第4回アフリカ開発会議（TICADIV）および主要国首脳会議（G8）洞爺湖サミットでの成果を踏まえ、アフリカ向けODAを2012年までに倍増するなど、アフリカ支援にさらに取り組みます。
●世界中で食料不足が深刻化する中、昨今の穀物価格の上昇により飢餓の危機に直面する途上国を救済するための支援を行います。
●日本の先進的な結核対策で世界に貢献するため、「ストップTB（結核）ジャパン・イニシアティブ」を提案し、世界の年間死亡者の1割（16万人）の救命に努めます。
●途上国の新型インフルエンザ対策として、医療機材、抗インフルエンザ薬、ワクチンなどについて人道的見地から支援します。

平和構築に貢献する人材づくり

●自衛隊の非軍事貢献だけではなく、行政機構整備や復興開発に至る平和構築の全プロセスにおいて長期的支援ができる官民の人材育成で世界に貢献します。
●防衛省・自衛隊、関係省庁、国連・国際機関、NGO関係者、一般の国民、さらには諸外国関係者などと連携し、PKOをはじめとする国際平和協力に関する教育・研修・研究お

よび広報を実施する機関として「国際平和協力センター」を活用できるよう拡充をめざします。

●平和構築人材育成事業を多様化・拡充するとともに、NGO等の外部人材を積極的に活用することにより、平和人権外交の基礎となる在外公館・マンパワーの充実をめざします。

「人道的競争」へ国連を改革

●公明党が推進してきた「人間の安全保障」や、日本が提唱する「平和の定着」構想を推し進めるため、わが国の平和構築委員会の活動への積極的参加を促します。
●国連総会直属の常設機関としての人権理事会が実効性を持てるよう、日本が機能強化を先導するべく尽力します。また、国連での人権決議を進めることにより「拉致問題」への理解を深めます。
●軍事、経済面の諸課題の対応から、人道的貢献を競う新時代に即した国連の構築に向けて、国連改革をバックアップします。また、21世紀型安保理の実現に向けて、日本が平和と繁栄の経験・知見を最大限発揮できるよう常任・非常任理事国の構成見直しを含む安保理改革を推進します。

国民に開かれた防衛省

●防衛力を整備するために必要な防衛費を確保します。その上で、効率的な装備品などの調達を図るなど、防衛関連経費の高コスト体質を是正し、コスト縮減を実現します。
●貴重な国民的財産である防衛医科大学校や自衛隊病院など防衛省が持つ医療施設において、一般患者の受け入れ拡大を推進するとともに、救急医療施設としての活用や災害時における連携など地域医療に貢献します。

当面する重要政治課題について

当面の経済財政運営と財政健全化について

当面の経済財政運営の考え方

■当面は、デフレの克服、景気回復に全力で取り組み、内需・外需ともに拡大する経済財政運営を行います。具体的には、アジアをはじめとする新興国・中進国の成長を取り込む輸出促進や観光客誘致、真に必要な公共投資、競争力確保のための法人税減税、デフレ克服のための日本版物価目標政策の導入等により、3年を中途に実質2%程度、名目3~4%程度の経済成長を達成します。なお、景気状況に応じて景気対策の継続・追加対策を講じます。

■不断の取り組みとして、国のすべての事業の“事業仕分け”によるムダの排除に取り組むなど徹底した行政改革および歳出改革を継続して行います。

中長期的課題への取り組み

■景気対策の実行と並行して、中長期的な課題に対するの将来ビジョンを明らかにする必要があります。そのため、「雇用の安定的確保を機軸とした安心の社会保障・福祉の確立に向けた拡充・機能強化」、「日本の潜在的な力を

引き出す成長戦略」、「法的整備を含めた財政健全化の道筋」、「税制の抜本改革」についての考え方を早急に取りまとめます。その上で、国民的な合意を踏まえながら、具体的な目標・達成期限を設定しつつ、総合的かつ一体的に実行します。

財政健全化に向けた基本的視点

■ギリシャにおける財政危機を他山の石として、早急に内外に対して財政健全化への取り組みを明示するとともに、平成23年度予算から実行に移します。

■そのため、10年程度の長期にわたる財政健全化に向けた道筋を示した「財政健全化法」(仮称)を制定します。

■目標の設定にあたっては、中期的には国・地方の債務残高GDP比を安定化させ、さらに長期的には引き下げを基本とします。このため、今後、国・地方のプライマリー・バランス黒字化の達成をめざします。

■歳出の見直しにあたっては、歳出を抑制するとともに、上限(Cap)を設けることや社会保障、子育て支援対策など、今後拡充が求められる施策については、「pay-as-you-go原則」(恒久政策には、見合いの恒久財源を確保する)を徹底します。予算の編成・執行にあたって、政策評価の仕組みの見直しなどを含め「PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクル」を強化します。また、複数年度会計や政府資産の透明化を図るための発生主義会計など公会計制度の見直しを検討します。

■国と地方の役割分担のあり方の見直し、事業仕分けの徹底、公務員制度改革による総人件費の抑制などの行政改革を着実に進めます。

■年金、医療、介護の社会保障および子育て支援対策の機能強化を図るとともに、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制の抜本改革を行います。単なる財政再建のための増税は行いません。

■民主党政権が作った案に対して、地元沖縄では、県民世論の意向を無視した頭越しの結論だとして強い反発を示しています。新しい政権がこれからどのように沖縄県民の理解を得る作業を進めるのか、不透明なことばかりです。

■こうした状況の中で、公明党は①普天間基地が持つ当面の危険性を除去すること②在沖縄米軍基地がもたらす負担の抜本的軽減のため段階的に整理・縮小を進めること③日米地位協定の見直しを行うことなどの課題解決にむけ、日本政府が沖縄との徹底した協議を行った上で、米政府との交渉に挑むべきであることを主張していきます。

と訴えました。ところが、政権交代後にゼロベースで移転先を探すとしながら、9カ月の迷走を繰り返し、あげくのはてに、結局は辺野古に回帰する案を決めるに至りました。その結果、社民党は連立政権を離脱し、鳩山首相は退陣をせざるを得なくなったのです。



■今回の政権交代に伴って、沖縄の民意も変化を余儀なくされました。その流れの中で、公明党は沖縄の頭越しに合意を作り、押し付けることは断じて避け、普天間基地の危険性の除去をはじめとした沖縄の負担軽減を最優先に取り組むべきであると主張してきました。

普天間基地移設問題

■沖縄は、戦後長く米国の占領下におかれ、復帰後も米国の極東戦略の要石として、在日米軍専用施設の約74%が沖縄に集中するなど、過重な負担を強いられてきました。これは、他国の侵略を排除するための「抑止力」を米国に依存することが不可避とされてきたからです。しかし、基地負担を沖縄に一方的に課し続けてきている事態はあまりにも異常です。

■普天間基地が、住宅密集地に囲まれ危険さわかりにくい、危険性を除去することを目標に移設先を決めようとの動きが、返還合意という形をとって具体化したのは14年前のことです。06年にはV字型の滑走路を名護市辺野古に作ることを「苦渋の選択」として地元が容認し、それを踏まえ日米両政府は合意に至りました。

■民主党は09年の総選挙で「最低でも県外」

「郵政民営化見直し」問題について

■先の通常国会で廃案となった「郵政改革法案」は、以下のような多くの問題点を抱えています。

■第一に、政府が日本郵政の株を3分の1超持ち続けること等による事実上の国営化の継続、「官製金融」の温存が懸念されます。

■第二に、郵貯、簡保の限度額引き上げによって、民間金融機関から「暗黙の政府保証」がついた郵貯に預金がシフトすることで、結果的に地域金融機関の預金が減り、中小企業に対する融資の停滞につながりかねません。これでは、民業を圧迫し、中小企業を苦しめることになります。

■第三に、集められた郵貯等の資金が、形を

えた「財政投融资」の復活や国債の購入にあてられると、国民の貯金がムダな事業に使われる、また財政規律をゆがめる等の恐れがあり、その結果、将来への国民負担となって跳ね返ってくるのが危ぐされます。



■従って公明党は、こうした多くの問題を抱えた郵政改革「逆行」法案には反対です。

■そもそも、「官から民へ」との理念の下、2005年の衆議院選挙における民意を受けて始まった郵政民営化が、選挙目当て、連立政権

北朝鮮問題

■韓国政府は5月20日、兵士46人が犠牲となった今年3月の韓国海軍哨戒艦「天安」沈没事件について、北朝鮮の魚雷攻撃によるものとする調査結果を発表しました。同事件について、「断固たる措置をとる」と国民向け談話で表明した韓国に対し、北朝鮮は「戦争局面に入った」とどう喝しており、朝鮮半島情勢が緊迫化しています。北朝鮮の行動は、戦争行為とも言える暴挙であり、断じて許されるものではなく、強く北朝鮮を非難します。

■しかし、新たな軍事衝突は断じて回避しなければなりません。北朝鮮を自制させ、行動を変えさせるためには、日米韓が連携し、北朝鮮に対し慎重とされる中国が共同歩調をとるよう説得するなど国際世論の形成に力を注ぐとともに、国連安保理等において北朝鮮への対応を協議し国際社会が一致して速やかな措置を講じるべきです。

■昨年の核実験に対する制裁措置として、武

器禁輸の強化や輸出入禁止品目の疑いある貨物の検査の強化、金融面の措置などを盛り込んだ国連安保理決議第1874号の実効性を確保するための「貨物検査特措法」がようやく成立しましたが、わが国としてさらなる措置を検討する必要もあると考えます。

■一方で重要なことは、北朝鮮が「緊張」を高める行為を取ることは結局、自らに不利益をもたらすだけであり、国際社会の一員として対話のテーブルに一日も早く復帰することが北朝鮮の利益となることを理解させることです。そのために対話の扉を閉ざしてはなりません。

■北朝鮮はこれまで累次の国連安保理決議を無視し続け、昨年はミサイルを発射、核実験を強行しました。今回の韓国海軍哨戒艦沈没事件とともに、北朝鮮の核、ミサイルは、北東アジア地域の平和と安定を損ないかねず、わが国の安全保障にとっても重大な問題です。

憲法

■公明党は現行憲法を高く評価し、①国民主義②基本的人権の保障③恒久平和主義の三原則を堅持します。その上で時代の進展とともに提起されている環境権やプライバシー権などを新たに憲法に加える「加憲」の立場をとっています。憲法第9条についても、第1項、第2項を堅持した上で、自衛隊の存在や国際貢献等について、「加憲」の論議の対象として慎重に検討していきます。

■憲法をめぐる議論については、まず、現行憲

維持といった政党のエゴの論理のために、なし崩し的に事実上の「国営化」に逆行させることは、国民の声を無視することであり、断じて許せません。

■民主党は2005年に郵貯の預入限度額を500万円まで引き下げ、簡保も廃止し、資金を「官から民へ」流すとする法案を提出しておきながら、今回全く逆の政府案を出してくるなど、一貫性を欠いています。

■公明党は、「郵政民営化」の流れを止めることなく、引き続き改革を前へ進めながら、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえ、さらなるユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るための改善を行っていきます。

■日朝平壤宣言ののっとり、拉致問題をはじめ核やミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を実現するとのわが国の基本的立場を堅持し、北朝鮮に対して解決に向けた行動を求めていくためには、今回の哨戒艦沈没事件を解決し、6カ国協議を再開することが最重要です。

■拉致問題は長くこう着状態が続いていますが、拉致被害者の生存を前提に、すべての被害者の即時帰国、拉致実行犯の引き渡し、特定失踪者の捜査などの全面解決と真相を究明するため、わが国は実効性ある制裁措置を講じる必要があります。当面、2008年8月の日朝実務者協議の合意事項である「北朝鮮が実施する拉致問題に関する調査」が誠実に履行されるようわが国として全力を注ぐ必要があります。

法と現実とのかい離をめぐって徹底的な検証が必要です。どの条文を変える必要があるか、あるいは条文を変えるまでもなく新たな立法や行政の強化などで要請に応えることが可能であるかどうかなど、幅広い視点で点検する必要があります。

■そうした作業をする場として衆参両院の憲法審査会が活用されるべきだと公明党は考えてきました。ところが、その憲法審査会の設置が盛り込まれた「憲法改正のための国民投

票法」が成立したにもかかわらず、民主党、社民党、共産党などの反対で、議論することはおろか審査会は始動しないまま、3年が経ちました。その結果、同法は施行されたにもかかわらず、決められたルールを守らない勢力のために、国会における憲法論議は宙に浮いたままの状態です。一方、こうした状態の中で審査会に具体的な改憲案を出そうとすることも、無謀と言わざるを得ません。まずは、衆参両院の憲法審査会を正式な形で設置すべく与野党が協力すべきと考えます。



モバイルサイト

公明党

東京都新宿区南元町 17 発行日：2010年6月17日

社会保障にかかる財源の確保と税制改革

税制の抜本改革の道筋

・高齢社会、人口減少社会の中で、国民の安心と持続可能な社会保障の構築、さらには公明党が提案する「新しい福祉」の確立は、最重要の課題です。そのためには、社会保障にかかる給付と負担（財源）の議論は避けて通れません。

年金、医療、介護の社会保障および子育て支援対策の機能強化を図るとともに、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制の抜本改革を行います。

・消費税を含む税制の抜本改革について、実行に移せる環境の整備を図ります。具体的には、①着実な景気回復およびデフレからの脱却、②行政改革・行政のムダ排除の徹底、③社会保障の機能強化の具体化を進めます。

消費税の用途は、 社会保障等に限定

・消費税収の用途は、年金、医療、介護の社会保障給付および子育て支援のための費用に限定します。消費税率の見直しに際しては、給付付き税額控除制度や複数税率など、低所得者への配慮措置を講じます。

税制抜本改革の基本的な視点

(1) 税制全般の一体的改革

税制の抜本改革にあたっては、所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等を含め税制全般について一体的に改革します。

(2) 格差の是正、所得再分配機能の強化

格差の是正や所得再分配機能の強化を図るため、所得税の最高税率の引き上げや相続税の見直しを行います。

(3) 給付付き税額控除制度の導入

生活支援や子育て教育支援等の観点から、いわゆる「給付付き税額控除制度」を導入します。

(4) 消費税の社会保障目的税化

消費税収の用途は、年金、医療、介護の社会保障給付および子育て支援のための費用に限定します。消費税率の見直しに際しては、給付付き税額控除制度や複数税率など、低所得者への配慮措置を講じます。（再掲）

(5) 税制のグリーン化、自動車関係諸税の見直し

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。また、自動車関係諸税は、取得、保有、走行各段階における複数の課税について、簡素化を図る観点から見直します。特に、自動車重量税など取得、保有にかかる税目は、簡素化の上、暫定税率分は縮減します。

(6) NPO支援

地域のコミュニティや福祉を支えるNPOなどの非営利セクターに対する支援税制を抜本的に強化します。

(7) 法人税率の引下げ

経済成長の実現に向け、企業・法人の国際的な競争力の強化を図る観点から、租税特別措置の見直し・縮小など課税ベースの拡大に併せ法人税率を引き下げます。

(8) 地方の税財源の充実

自立した基礎自治体の構築のため、課税自主権を拡大し、地方交付税等の財政調整機能に配慮しながら交付税の確保、補助金の縮小、税源配分の見直しを一体的に検討し、国と地方の税源比率を1対1とすることをめざします。その際、地方消費税の充実を図ります。